

『米原郷土史研究 まいれき』第8号 抜刷

著 者	河地利彦
論文題目	湖北姉川筋に拓かれた出雲井・郷里井に みる水利技術と「三度水」水利慣行
誌 名	米原郷土史研究 まいれき
巻 号	第8号
発 行	まいばら歴史学びの会
発行年月	2023年9月(令和5年9月)
掲 載 頁	3～85頁

湖北姉川筋に拓かれた出雲井・郷里井にみる水利技術と

「三度水」水利慣行

まえがき

姉川は滋賀県の東北部を占める伊吹山地の新穂山(一、〇六七メートル)付近に源を発し、伊吹山(一、三七七メートル)の西麓を足俣川、板名古川と合流しながら、谷間をゆつたりと南流、米原市伊吹で西へ流れを変え、途中平野部で草野川、高時川と合流したあと、琵琶湖に流入する全長約三十六キロメートルの県第四位の長さを持ち、六八五・六平方キロメートルの県内最大の流域面積をもつ一級河川である⁽¹⁾。

姉川沿岸では古くより姉川を水源とする河川灌漑による稲作農業がおこなわれてきた。このため古代から近世にかけて川筋には多くの井堰が設けられてきたが、姉川は、通常から流水量は豊かでない、日照りが続くと砂礫のみの川となってしまう、上流・下流、右岸・左岸の村々の間で水争いが繰り返され、死者や怪我人をだすなど悲惨な争いとなることもあった。また、大雨洪水によつて堰や井路が土砂で埋まり、堰そのものが流されたりするなどの水損にもたびたび遭い、そのたびに普請費用の捻出や人足の徴発などに多大の労苦を余儀なくされてきた。

これらの井堰の中で、最上流部(坂田郡伊吹村(現・米原市伊吹))にあり最大の掛面積(受益面積)をもつていた「出雲井」とそれに次ぐ掛面積をもち出雲井の下流約四キロメートルの坂田郡東上坂村(現・長浜市東上坂町)地先にあった「郷里井(横井)ともいう」が二大井堰として、姉川の水利史の中で重要な役割を果たしてきた。とりわけ、極端な旱魃のときに、年に三度に限つて出雲井が郷里井に

対して水融通をおこなう「三度水(出雲井落し)」と呼ばれるこの地域特有の水利慣行が成立していたことは周知の事実である。そして、この二つの堰の中間にあつて三度水の際にはそれに対して特権的な特殊な対応を許された坂田郡相撲庭村(現・長浜市相撲庭町)の「赤井(関伽井)」とも書く「もまた姉川の水利を考える上で重要な意味をもつ井堰であつた。

出雲井と郷里井の間にはこれらよりは規模の小さい赤井を含め十八の井堰があつたが、昭和二十五年(一九五〇)九月三日～四日に本土を襲つたジェーン台風(台風28号)の豪雨(彦根での期間降水量:六三・三ミリメートル)によつてこれら二十の井堰はことごとく流亡してしまつた。これを機に近代的な井堰の建設と維持管理費の節約および分水の合理化を図るため、県営災害復旧事業が実施され、これにより、流亡した二十の井堰が「姉川合同井堰」として現・米原市伊吹地先に統合され、昭和二十八年(一九五三)に完成した。附帯する幹線水路等の建設はこの事業に組み込まれ、支線水路等は団体営事業により実施された③。なお、姉川地区の特徴的な水利施設である「井の口円形分水工」④、「五川分水」⑤、「七尾分水」⑥は北川によつて(社)農業農村工学会(現・公社)農業農村工学会の機関誌『水土の知』で紹介され、各施設の写真が同誌の表紙写真にも採用されて、姉川沿岸地区の事業は全国の農業土木技術者にも広く知られるところとなつた。

旧井堰の出雲井堰・郷里井堰を中心として、用水分配や用水支配などについて論考した既往の研究には、管見の限り、喜多村(がその著『近江経済史論攷』の「灌漑用水問題の研究」の中で論じた「湖東平野に於ける灌漑用水論の研究」および「姉川筋の用水配分―大原庄及び郷里庄を中心として―」と、佐野⑧が中世の在地領主の居館と用水の関係について、灌漑用水を空間的に分析する地理学的視点から再検討し、在地領主による水利開発の実態と領主制の展開過程を明らかにした研究において、中

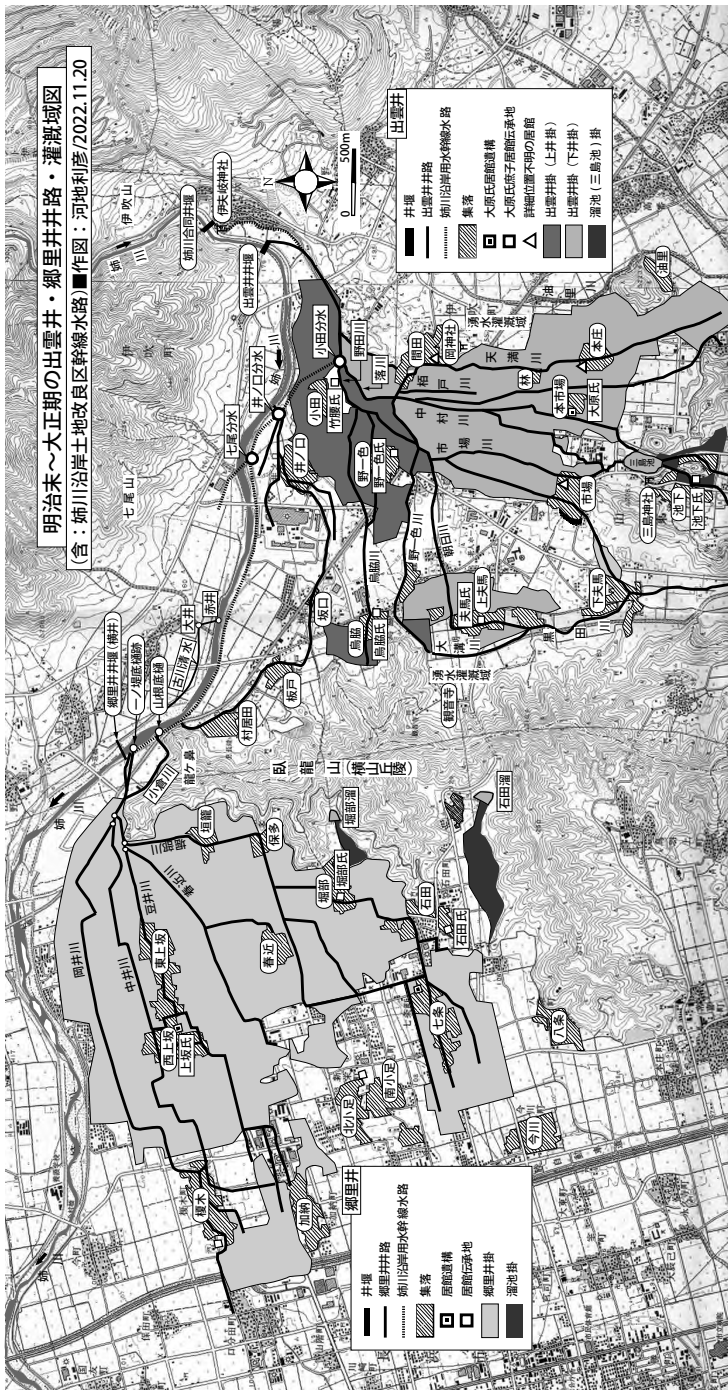
世前期の事例として大原氏と出雲井を、中世後期の事例として上坂氏と郷里井を取り上げたものを挙げる(ことが)できる。

本稿では、姉川筋(姉川合同井堰から郷里井堰に至る川筋、またその周辺の土地)の用水分配や用水支配といった井堰に係るこれらの社会・人文科学的視点からの論考にも依りながら、他の関係史料の渉獵、吟味を通じて、三度水の水利慣行を含めてこの地域における用水の開発と利用に関する歴史と変遷について改めて整理、検討するとともに、これまで具体的に解釈や説明がなされてこなかった井堰の築造に係る堰の位置・規模・構造などについて、水利技術や水理学(水の現象を数理的な理論を基礎にして土木工事などで生じる実際的な課題を明らかにしようとする学問分野)などといった技術、自然科学ひいては工学的視点からこれらを明らかにしたい。

姉川筋の地形と水利開発の形態

〔図1〕は、本稿が対象とする姉川筋の地形と明治末から大正期における出雲井および郷里井掛りの井路(9)、さらにはそれぞれの井掛りの範囲(灌漑域)および中世の在地領主とその庶子の居館の位置(10)を示したものである。

この地域一帯は、南北に長さ八・五キロメートル、標高三二二メートルをもつ臥龍山(横山丘陵)を境にして、古くから東側は「山東」、西側は「山西」と呼ばれてきた。とくに山東の南東部の平野は地殻変動によって陥没した沈降性の平野であり、〔図2〕に示すように、姉川とその南を流れる天野川との間に、長岡丘陵、清滝丘陵など大小多数の孤立した山塊が分布し、「山東低地」と呼ばれる特徴的な地形を形成している。一方、山東の北西部には、同図にも示すように、姉川によって形成された、川沿いに崖を向ける平坦面、いわゆる「河岸段丘」が発達している。この段丘面(11)(段丘下位面)は北か



【参考資料】

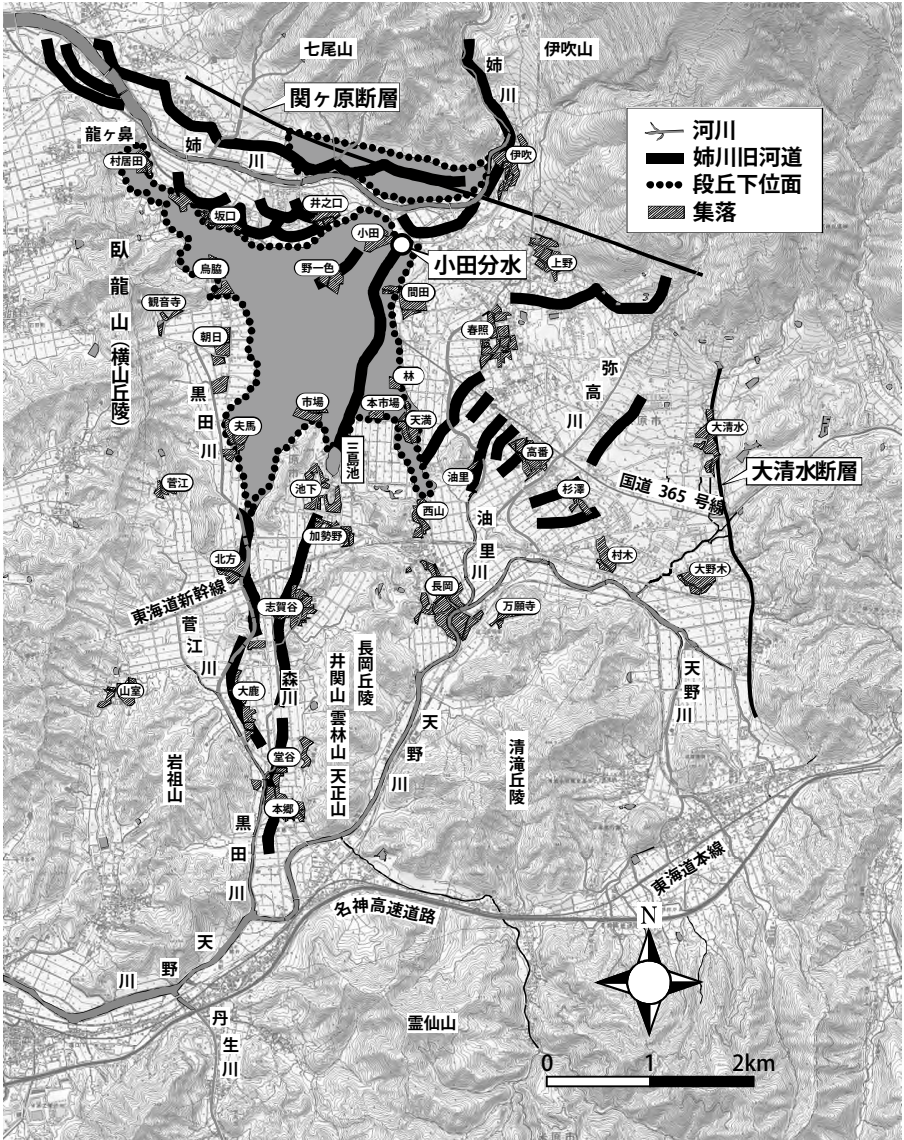
〈水路系統〉滋賀県内務部編：『農業水利及土地調査書』（全冊）（簿籍付図・犬上坂田二郡水利調査図）による

〈居館位置・灌漑位置〉野村静代：「平野部における中世居館と灌漑水利－在地領主と中世村落－」人文地理『第51巻第4号1999pp.24-46による

【地形図】

国土地理院昭和54年1月30日発行25,000分の1地形図(長浜・関ヶ原)

図1:明治末〜大正期の出雲井・郷里井における井路と灌漑地図



【出典】
 <姉川旧河道>長浜市史編さん委員会編『長浜市史第1巻』長浜市役所1996 図11(32頁)による
 <段丘下位面>滋賀県自然誌編集委員会編『総合学術調査報告 滋賀県自然誌』滋賀県自然保護財団
 1991付図「滋賀県総合地形学図」による
 <地形図>国土地理院 電子地形図25,000(定形図郭版)2020「長浜」及び「彦根東部」による
 【作図】河地利彦■2022.12.21

図2: 段丘下位面に広がる出雲井灌漑域と姉川旧河道

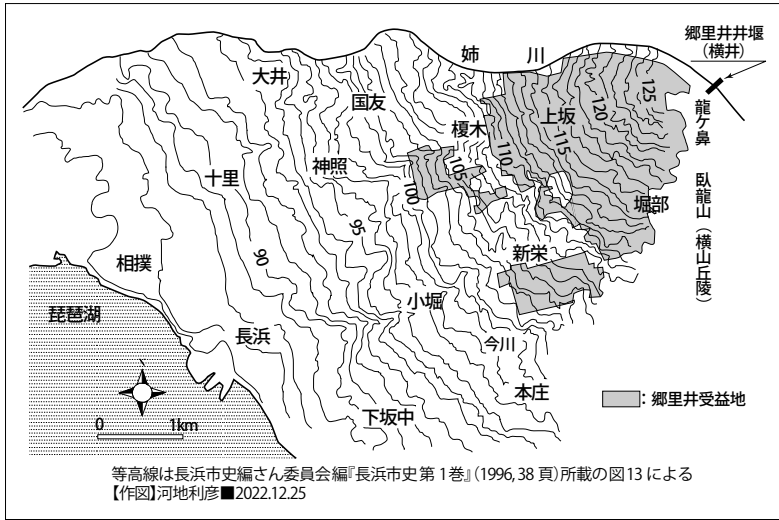


図3: 姉川扇状地に広がる郷里井灌漑域

ら南へ連続的に低下しており、姉川が南へ流れ下り天野川に合流していた時代の氾濫原と思われる。この南方への流路(2)が放棄されたのは、一万数千年前のことである(3)。姉川の河道の変遷については、『改訂近江國坂田郡志第三巻上(4)』も、「姉川の流路は柏原の方面より今の東海道本線に沿ひ、美濃の今須川に沿ひて流れたるもの、如し(第一期流路)。扇状地に於ける流路は常に變化し南流の上、天野川方面に流路を求めし事もあり(第二期流路)」として、現在の流路に至るまでに姉川の流路には、大きな二度の変遷があったとしている。この段丘面は県下でも他に類をみない最大規模のものであり、坂口から村居田あたりに広がる現在の姉川に沿う段丘面および姉川右岸に沿う段丘面を除いたところが、いわゆる古くより「大原野」と呼ばれてきた広大な野であり、出雲井の開削によって拓かれた地である。

一方、山西の北東部は(図3(5))に示すように、臥龍山の北端部の龍が鼻と呼ばれる地点から長浜平野に向かって扇状地を形成するが、水地質学(地質との関係で地下水の振舞いおよび分布を明らかにしようとする学問分野)観点から見れば、より実質的には、河水が伏流し地下水の涵養の始まるその「扇頂」は姉川が伊吹山の西麓を流下し、その向きを西に変える地点(米原市伊吹付近)で、扇央は龍が鼻あたりとみるべきであろう。つまり、「扇央」から「扇端」に向かう微傾斜地に拓か



写真1:岡神社(令和4年12月6日筆者撮影)

れた郷里井掛りの田地にとつては、地表水(河川水)の利用は限定的であり、姉川の河道下を流れる伏流水や扇端部に近いところで湧き出る湧水のみが恒常的に利用することのできる水となる。

段丘下位面(大原野)の初期開発 ―原初出雲井と岡神社―

米原市間田に鎮座する岡神社(写真1)は、大原野の開墾とそれに伴う出雲井の開削に直接つながる神社であり、『近江坂田郡志 下巻(6)』には次のように記されている。

大原村大字間田の丘上に鎮座す、社傳に式内岡神社は此社なりと記し、祭神倉稻魂命なり、當社は白雉年中出雲国人某移住し、大原郷の開墾に際し、姉川の水を引きて田野に灌漑し、五穀豊熟を祈らん爲め此地に祠を建て、倉稻魂命を祭れりといふ、然れども其後當社を大梵天王と稱せしは、移住民が出雲系統なるにより、素盞鳴尊を祭りしなりとも傳ふ、膽吹山の地主神は出雲族の神なるに、其山麓に出雲国人の墾田を傳ふるは、注意すべき傳説にして、大梵天王の祭神が素盞鳴尊なりとの傳へも愈、よしありげに聞ゆ。

また、『滋賀県神社誌(7)』には、岡神社の由緒について

創祀は白雉三年(六五二)で、延喜式神名帳に在る坂田郡五座の一社である。祭神高皇産靈神は大梵天王神とも言う。白雉元年(六五〇)出雲国人移住し、大原郷の開拓に際し、姉川の水を引きて養水の便を計り、開墾地に灌漑をした。此の工事は同三年(六五二)に落成し、斯く

て人々五穀豊穰を祈らん為、岡山に祠堂を建立し、大梵天王と称し、勧請したと伝えられる。

とあり、出雲井の築造には三年を要したことが記されている。

段丘下位面の上に広がる大原野は、これに沿う姉川の水面よりも高位にあり、しかもこの段丘面は南に向かつて低下している。すなわち大原野は、もとより天水(雨水)以外に外部からの水の供給がない、天野川流域の西北端に広がる高燥の荒蕪地(原野)であつたのである。かつては姉川の氾濫原であつて肥沃なこの地を拓くには、灌漑に必要な用水を確保することが第一の要諦となる。このためには、姉川の上流に井堰を設けて、姉川の河岸段丘面に沿つて溝(井路・用水路)を掘り、堰で取水した用水を溝によつて開墾した土地に導くことが必要となる。これはとりもなおさず、姉川流域の水を流域界を越えて天野川流域に導水するいわゆる流域変更による水利開発の手法である。このような手法による水利開発が可能であつた背景には、この井堰より下流の姉川筋においてそれと競合するような水利利用が当時は存在していなかつたことが考えられる。

この出雲井が造られたのは、大化改新(大化元年(六四五))によつて律令制がしかれ、その根幹的な重要な制度として土地の国有制(公地公民制)を原則とする「班田収授法」が制定された五年後のことである。班田収授については、『日本書紀』の大化二年(六四六)正月の条(8)に「班田収授法をつくれ」とあり、次いで同年八月の条(9)には、「国国の堤築くべき地、溝穿るべき所、田墾るべき間は、均しく給ひて造らしめよ(堤(池)や溝(水路)を造り用水の確保を伴つたかたちで墾田を造り、班給せよ)。」とあるもので、地方に配置された国司や郡司はこれによつて支配地内での水利開発を積極的に進め、水利灌漑開発が全国的に普及していった。開発された水を公平に分配するために、有力者などによる

用水の独占を禁止する政策もとられ、池溝の築造には広義の正税中の雑稲(令制で、官稻(官に納める田租)を分類した区分の一つ)があてられ、労力には百姓の雑徭(令制の税の一つで、成年男子に課せられた労役奉仕)をあてることになっていた。つまり、池や水路の建設作業には百姓自身が当たったのである。

このような政治情勢のなかで社会的要請として開発された出雲井であるが、出雲国人がなぜこの地をやつてきたのか。このことについて、『山東町史』は、『播磨国風土記』賀古郡の条に②、

大帯日子命、印南別嬢を誂ひたまひき。……時に、賀毛郡の山直等が始祖、息長命を嫁としたまふ。……別嬢の掃床に仕奉りし出雲臣比須良比売を、息長命に給ひき。

〔文意〕大帯日子命が賀毛郡の山直等の始祖である息長命の仲介で印南別嬢を娶つた。……息長命が別嬢の掃床として仕えていた出雲臣比須良比売を娶つた。

とみえることから、坂田郡(現在の米原市)に長浜市および彦根市の一部を加えた地域)の豪族息長氏と出雲臣との間に婚姻の関係があったこと、さらには壬申の乱(天武元年(六七二))のとき、玉倉部を襲つた近江朝廷軍を大海人皇子方の出雲臣が撃退していることから、出雲臣がこの地域と何らかのつながりを有していたのではないだろうかとし、出雲井を拓いた氏族はあるいは出雲臣氏であったのかもれないとしている。

斯くの如く述べる『山東町史』ではあるが、「残念なことに、『日本書紀』をはじめとする当時の史籍にこの話(出雲井開削の話)は載せられておらず、その信憑性を確認することができない」として、もとより乱暴な国史絶対主義的な論を持ち込んで、地方史の信憑性を計ろうとしている。「班田収授法」

に基づいて日本全国で実施された個々の墾田開発や池溝開発のことを『日本書紀』などの国の歴史書に記すことはおおよそ不可能なことであり、またそのようなことを期待することもできないのである。

社伝に出雲井の開削によつて大原郷を開拓し五穀豊穰を祈念して勧請したと記され、坂田郡五座の一社として延喜式神名帳にも挙げられている岡神社が現実にいまもなお当地に祀られ、出雲井による灌漑用水のお陰で高燥の地であつた原野(大原野)が潤いを得、坂田郡内きつての穀倉の地になり得たのも疑い得ない現実(史実)である。これらの事実だけで出雲井のこの原初開削の信憑性を担保するには十分である。

ところで、このことはこれまでに指摘されたことではないが、ここを改めて、出雲井のもつ意義について指摘しておきたいことがある。それは、広域的な観点からみた、出雲井がもつ下流域への水資源供給効果である。流域変更の手法で大原野に取り込まれた姉川の水は、当該地で灌漑に用いられたあと、その一部は地表水として天野川流域の黒田川(図2)参照)などに流出し、また残りの部分は地下に浸透して地下水を涵養しその後も地表水、地下水となつて下流域に流出するなど、水文循環の結果として出雲井はその直接受益地以外の下流域に対しても間接的ながら、重要な水資源の供給源となつてゐるのである。これは敷衍すれば、南流していた二万数千年前の姉川の河道の一部が出雲井の開削によつて蘇つたともいえるのである。天野川流域は、出雲井によつてもたらされる水資源を対価なく享受し、利用していることに改めて意を用いる必要があらう。

大原野を拓いたのは出雲国大原郡の秦氏ではないか——灌漑技術をもたらし猿楽を生んだ秦氏——

「大原」という地名については、出雲国にあつた「大原郡」に由来するのではないか。大原郡には、そのほぼ中央に東から西に向かつて、途中いくつかの河川と合流しながら斐伊川に流入する赤川が流れて

いる。『大原郡誌(23)』に、「赤川は本郡中の最大平野部の大動脈にして田圃の灌漑木材の運搬等主として此水を利用せざるなし」、また「菟原野と郡家正西の大原野とは相連續して益大原の意義を確實ならしむ」「赤川盆地の平野は則ち本郡々名の起因をなすものなり」とみえ、当地もまた赤川を用水源とする河川灌漑地域であり、その盆地に広がる平野が郡名の由来となつたことが知られる。

このような地域の人たちが伊吹山麓の地に移住し、原野の開墾に携わつたことからこの地に「大原」という地名が与えられたのではないだろうか。『大原郡誌(24)』はまた、国造政治時代における大原郡の豪族として五氏を挙げているが、その中の一氏が渡来系の秦氏である。そして、「此族(秦族)の分布と覚しきものは春殖村に宇畑、畑嶋、幡屋村大字幡屋、幡屋山、幡屋川、長畑、古畑の地名を存するは畑は秦又機の轉字なるべし」としている。古来出雲国はわが国と大陸との間での重要な交流拠点であり、出雲国に秦氏のような渡来系の人々が多く住みつき、産業の発展に貢献したことは、地名にこのような痕跡をみることから明らかである。秦氏は日本各地に分住し、蚕や絹などによる織物、砂鉄や銅の採鉱及び精錬などを広めたが、土木技術にも長け、開墾事業や灌漑事業などにも携わつた。

五世紀後半に山背国(京都)の葛野地方に定住した秦氏は、先進の土木技術を駆使して桂川の嵐山渡月橋のすぐ近くに、大きな堰を築造し、水路を築き、田地を拓いた。これが、今では当時の原形をとどめないが、灌漑とともに洪水防止用に秦氏が造つた葛野大堰と呼ばれる堰である。

考古学者・森(25)は、秦氏の築いたこの葛野大堰と秦の都江堰について、次のように述べ、秦氏が秦の始皇帝の末裔である可能性が強いとしている。

秦は戦国時代の国で、灌漑技術が非常に発達していた。水田を開発し、富を蓄えた。四川省の成都の郊外には、都江堰があつて、山から平野に向けて川が出てくる境目につくられた

堰で、人工の島を川の中につくって、流れを分断し灌漑用水を確保することで、一帯を穀倉地帯に変えたのだ。当時の最先端技術によってつくられたものである。

この都江堰の構造が、嵐山の渡月橋のすぐ近くに秦氏によって築かれた葛野大堰とそっくりなのだという。そして奈良時代、秦氏は、秦の技術でつくったことを自慢している。また大井神社が祀られるちょうど同じ位置に、秦では廟が築かれ、かたや大井神社の祭神は、現在は宇賀霊神だが、古くは都江堰をつくったときの国王・昭王だったようだ。十一世紀初頭に編纂された『政事要略』(26)には、「秦氏が一族を率いて造営した。その昔、秦の昭王が川を堰き止め、水路を築き、広大な田を開いた。その結果、秦の富は数倍になった。葛野大堰は、これに倣って造られた。」とある。

秦氏が秦国から朝鮮半島に落ち延び、さらに、日本列島にやってきた可能性は否定しがたい。

また、『日本書紀』応神天皇十四年の条のに、弓月君(弓月国)は、中央アジアの北方シルクロード上、バルシ湖の南、イリ川付近にあった。)という人物が百済から一二〇〇(二) 県(一) 万人、〇〇〇人ほどの民を連れてきて帰化したことが記され、平安初期の古代氏族名鑑『新撰姓氏録』(28)には、応神天皇十四年、秦始皇帝の五代あとの孫 融通王(弓月王)が、一二七県の百姓を率いて帰化したことを伝えている。その子孫が全国に流れ、天皇家に協力して各地の開発に大きく貢献したとされている秦氏はこの弓月君をもって祖とするが、さらに遡れば、その祖は紀元前七二二年にアッシリアに追われた古代イヌエル十氏族の流れをくむユダヤ人に辿り着くとの説がほぼ定説となつている(29)。

このような流れを汲む、灌漑技術の面でも高い技術力を備えた秦氏のような一団が出雲の国人とし

てこの大原の地に移住し、大原野の開拓、出雲井の開削に力を注いだのではないだろうか。以下では、このことの蓋然性を裏付ける、大原郷における秦氏の痕跡のいくつかについて、検証することとしたい。

なお先に述べたように、『山東町史』⁽²⁰⁾は「出雲井を拓いた氏族はあるいは出雲臣氏であったのかもしれない」としているが、大原郡の古代豪族五氏の中に「出雲臣氏」の名はみえず、この意味で「出雲臣氏」が大原野を開拓したとは考えにくいであろう。

(イ)大原郷に秦氏はいたか

まず、秦氏がこの大原郷の地に実際に在住していたかどうかである。このことについては、次項で述べるように、平安時代初期の土地売券(大原郷長解)などから、少なくともその当時において、秦氏の一族が大原郷に在住していたことはあきらかである。この史実は、それより先の大原野の初期開発が「出雲の国人」としての秦氏によるものであると推論する際のもっとも重要な状況証拠となる。『改訂近江國坂田郡志』第一卷⁽³⁰⁾は、「湖北の養蠶・製絲・機織の進歩に貢献せること甚大なるものあり」として、秦氏を評価するが、開墾や灌漑などの農業土木技術分野での貢献には言及していない。

(ロ)三島池の人柱伝説と秦氏

大原郷内にあつて、農業土木技術と秦氏との関係を窺わせるものとして、出雲井の末流(現・米原市池下)に位置する三島池(図1)の人柱伝説がある。この伝説について、『新註近江輿地志略』全卷之八十一⁽³¹⁾『ほ次のように書いている。

土俗傳、古昔佐々木秀義池中に水なき事を憂ひて之を占ふに、一人の女を生ながら池底に埋めて水神を祀らば水保つべしと、秀義が乳母比夜又御前乍ら水底に沈入り、持て来し機の具と共に池底に埋まる、然して後池常に満水す。比夜又女水神となれり。今に深夜

池の端を通行する者、必池底に機の音を聴くといふ。

これは、三島池(平成二十二年(二〇一〇)農林水産省の「ため池百選」に選定された農業用溜池)に水が溜まらないので、佐々木秀義の乳母が生きたながら、機織の道具とともに池底に入り埋まると、池が満水になった、という伝説である。柳田國男はその著「日本の伝説(機織御前)」(32)で、この三島池の伝説をはじめとして、各地に分布するこの種の機織御前の伝説をいくつか紹介しているが、人柱とは何であつたか、あるいは機織や機織の道具が、何故きわめて不自然に話の中に現れるのかについては触れることなく、ただこれらの伝説がどのように伝播していったかのみ解説の記述を費やしている。

伝説や伝承がその場所にあるということは、荒唐無稽なものでは決してなく、ある事実が実際にそこにあつたことを暗示しているはずである。しからば、三島池の場合に、どのような事実があつたかである。このためには、「機」や「機の具」にどのような意味が込められているのかを検証する必要がある。

まず、「機」は「秦」に通じ、秦氏が池の築造に関わつたことを暗示しているとしてよいであろう。また「機の具」については、平安時代末期に造られた、平池(香川県高松市(旧・讃岐国香東郡(香川郡)百相村))に伝わる次の人柱伝説(3)にみえる、「図4(34)(35)」に示すような、中央が細くくびれた棒状のもので、経を巻き取るのに用いる機の部品の一つ「チキリ(膝・千切り)」であるとして間違いないであろう。

治承二年(一一七八)、阿波民部田口成良が平清盛に池の築造を命ぜられました。この池の堤は何年もかかつて築いていましたが、何度築いても堤が押し流される難工事となりました。この池の際、東にある雌山からチキリを持った女が降りてきて、「この池はたびたび堤がきれていて、長くは持たない。人柱によつて解決するであらう。」とのお告げをしました。住民達は話し合ひによつて人柱を決めることができなかつたので、翌朝一番早く堤を通りかかつた者を人柱

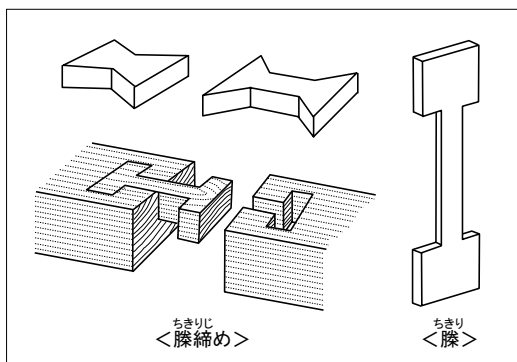


図4: 藤(34)と藤締め(35)

とすることにしました。翌朝チキリを小脇に抱えた女が近づいてきたので、捕らえて無理に人柱として堤防を築き、完成しました。

つまり、三島池にあつては池からの水漏れを防ぎ、平池においては池堤の決潰を防いだものが「チキリ(機の具)」なのである。「ここまでみてくると、「チキリ」というものに込められた意味は明白となる。漏水を防ぐために、粘土を用いて、堤の内部に入れたり、池底に張つたり、あるいは堤の法面に腹付けしたりする「ハガネ(鋼・羽金)」と呼ばれる土木工法が「チキリ」なのである。しかし、機織りの「チキリ」だけをみて、溜池の「ハガネ」を想像することはおおよそ不可能である。

〔図4〕にある「藤締め」は、もともととは、両端が広く、中央が狭くくびれている木片または金属を木や石材に埋め込むことによつて、それらをつなぐ技術であるが、溜池の基礎地盤と堤体内部に粘土塊(ハガネ)を埋め込むことによつて、地盤と堤体をつなぎ、浸透を抑止する技術は、まさにこの「藤締め」の技術になぞらえることができ、すなわち、「ハガネ」のことを指す「チキリ」という言葉は、機織りの「チキリ」からいきなり生まれたものではなく、大工や石工の世界で用いられていた「藤締め」という技術用語から間接的に派生してきたものと思われる。つまり、二重の隠喩を経て生まれたものが、溜池における「チキリ」なのである。

人柱なるものが、いかに犠牲的精神という点において人の心を動かすに足る普遍性を備えたものであったとしても、漏水や堤防の決潰を防ぐほどの強い力をもつはずはない。それゆえ、こうしたことをありうるように伝えていること自体が、これらの伝説が文字どおりのものでないことを如実に示しているのである。文字の裏に隠された

事実(史実)を読み解くことによつて、伝説や伝承はそれらの域を超えて真に意味のある史料となるのである。いずれにしても、三島池、平池の人柱伝説は、秦氏が池に「ハガネ」を施すことによつて、漏水も破堤も起こさない池を完成させたこと、そして佐々木秀義が生きた時代(一一二〇〜一一八四年)とほぼ同時期の平池が築造された時代(一一七八年)に「ハガネ」の技術がわが国に存在していたことを遠回しながらに後世に伝えようとしたものであり、民俗学から史学(溜池史・土木史)への橋渡しの知見として、その史料的价值はきわめて大きいといえる。

筆者は先に、溜池などの土堰堤に遮水壁として「ハガネ」を入れる技術について、世界的に最も早いその導入例は、これまでは、一七九三〜一七九五年に建設されたイギリスの *Buttley* (バターレイ) ダムであるとされてきたが、享保十年(一七二五)に創築された「漆沢の池」(石川県七尾市西三階町)では、これよりも七十年以上も前に、「ハガネ」による遮水がおこなわれ、わが国の「ハガネ入れ技術」が突出して世界に先駆けたものであったことを指摘した³⁶⁾。三島池や平池において「ハガネ」の技術が導入されていたことが事実であれば、これは「漆沢の池」よりもさらに五五〇〜六〇〇年前、西洋諸国に先駆けること六二〇〜六七〇年も前に、秦氏が嚆矢としてその技術を開発し、実用化していたことを示すものであり、その先駆性と実践性には驚くべきものがある。

秦氏は、もとより政治の表舞台には決して立たない「縁の下の方持ち」として、ひたすら殖産に努め、古代日本の発展に寄与した氏族である。このような集団だからこそ、謎解きのような遠回しな方法で、自らの技術をひっそりと後世に伝えようとしたのではないだろうか。

(八) 近江猿楽と秦氏

猿楽は、平安・鎌倉時代に栄えた芸能で、室町前期以後は現在の能楽の古称として用いられ(すなわ

ち能楽は、室町前期以前は猿楽と呼ばれ、狂言とともに能楽と総称されるようになったのは明治以降のことである。

世阿弥による『風姿花伝(37)』(第四神儀云)において、

上宮太子、天下少し障ありし時、神代・佛在所の吉例に任せて、六十六番の物まねを、かの河勝に仰せて、同じく六十六番の面を御作にて、即ち、河勝に與へ給ふ。橋の内裏、紫宸殿にて、これを勤す。

とあり、猿楽・能楽の始祖とされる秦河勝が「六十六番の物まね」を創作して紫宸殿において上宮太子(聖徳太子)の前で舞わせたものが「猿楽のはじまりである。聖徳太子が秦河勝に与えた六十六番の面については、同『風姿花伝(38)』(第四神儀云)において

秦氏安より光太郎、金春まで、二十九代の廟孫なり。これ、大和國圓満井の座なり。同じく氏安より相傳へたる、聖徳太子の御作の鬼面、春日の御神影・佛舍利、これ三つ、この家に傳ふる所なり。

とあり、面は鬼の面であり円満井座に代々伝えられているもの一つだとしている。

出雲井の井元である伊吹村(現・米原市伊吹)に鎮座し、かつては郷里庄十五ヶ村の産土神でもあった(後述)伊夫岐神社(伊福貴社)の一切経会において、徳治三年(一一〇八)四月十日に交わされた、「伊福貴山彌高太平、両寺衆僧和與状(39)」「伊福貴山弥高、太平、両寺をめぐる相論並びに伊福貴社及び三宮の一切経会所作についての争いの七ヶ条に及ぶ和与状」の第七条に

一 馬場棧敷猿楽次第事、任先規可有其沙汰矣

〔文意〕馬場棧敷での猿樂の次第については、これまで通りに通知すべきこと。

とみえ、伊夫岐神社の法会において猿樂が催されていたことが知られる。なお、この和与状は近江猿樂の初見史料とされているものである(40)。

室町初期、大和と並んで猿樂が盛んであった近江には、上三座・下三座の六座があった。上三座とは、長浜市山階(旧・坂田郡神照村山階)の山階座、長浜市下坂(旧・坂田郡六莊村下坂)の下坂座、大津市坂本(旧・滋賀郡坂本村)の比叡座の三座をいい、『風姿花伝(4)』(神儀云)ではこの三座を「江州日吉御神事に相隨ふ申樂三座」としている。

旧・坂田郡には六座のうち山階と下坂という距離的に非常に近い位置に本拠地をもつ二つの座があったことは注目される。なかでも山階には、勧請年月は、はつきりしないが、近郷七ヶ字の総社であったとされる、伊吹神を祭神とする伊吹神社が祀られているが、そこに伝えられている社宝の仮面(鬼面)は、近江猿樂三座の、山階座の遺品と考えられている(42)。この鬼面は、大和猿樂の円満井座に代々伝えられている聖徳太子作の鬼面に対応するものであり、猿樂を象徴するまさに「根本の面」である。いずれにしても、山階座が伊夫岐神社で催された猿樂に深く関わっていたであろうことは想像に難くない。

伊夫岐神社には、安土桃山時代のもっとされる「木造天狗面(43)」「米原市指定文化財」が伝えられている。天狗面は鬼面とともに、代表的な伎楽面であり、山階の伊吹神社にある鬼面を含め、これらが今日まで大切に伝えられてきたことから、近江猿樂の本拠地として、地域全体で神事や法会で盛んに猿樂が演じられていた様子を窺い知ることができている。

「テング」は、秦氏のいた中央アジアの言葉で「山の神」を意味する。中央アジアには、「ハシ・テングリ山」という天山山脈に属する高山がある。「ハシ」は、チングス・ハンなどの「ハシ(族長の称号)」と同じで、「テン

「グリ」は中央アジアの言葉で天神、または山の神である。日本の「アング」も天神、山の神であり、これからも「アング」という言葉の語源が中央アジアにあることは明らかである。それに、鼻の高いユダヤ人の容貌が重なって、いわゆる「天狗面」のようになかたちが生まれたのではないかと考えられるのである(44)。これからすると、天狗面を用いた猿楽の演技は特別の意味をもつもので、秦氏との関係をより強く意識させるものとなる。

伊夫岐神社にはまた、社宝として伝えられている「木造獅子頭」(45)（滋賀県指定文化財）がある。これは、むかし雨乞祈願に際し使用されたといわれ、口中の銅板の銘刻には、慶長十年（一六〇五）に井関治郎左衛門尉入道八林が作り、七條村（現・長浜市七條町）から寄進されたと記されている。寄進の動機は明らかではないが、七條村は、「図1」にみるように、郷里井の「末之郷」六郷（後述）の一つとして同井の末端に位置し、水利面で不利益を強いられてきたことから、郷里庄十五ヶ村の産土神である伊夫岐神社に寄進すること、その神徳を得ようとしたのではないだろうか。この獅子頭が実際どのように扱われていたかは不明であるが、獅子舞は神楽の一種で、一般には、獅子神楽は獅子頭を神とし、各地をめぐって祈禱やお祓いをおこなったものとされていることから、伊夫岐神社の氏子中をめぐって、祈禱・お祓いをおこなったか、あるいは、神社の祭礼の際、神事芸能として獅子舞が演じられたことも考えられよう。後者の場合なら、獅子舞後の余興として「天狗面」を用いた猿楽が演じられたのではないだろうか。いささか牽強付会の誹りは免れないが、伊夫岐神社に伝えられている「天狗面」と「獅子頭」の関係について、あえて可能性を探るなら、以上のようなことになろう。

出雲の秦氏は姉川筋に移り住み、なかでも山間平野部で肥沃な大原の地（大原野）を選んで、その開墾に取り組んだのだが、その一方で、彼らの先祖である秦河勝を始祖とする猿楽もこの地に持ち込ん

だのである。この芸能が、職業芸能として姉川筋に定着し、中世に至って、近江猿樂の上三座を担うまでに成長したのである。このことが大原野の開墾、出雲井の開削、三島池の築造など大原野一帯の灌漑事業が秦氏によってなされたことに対する、状況証拠的ではあるが一つの徴証となり得るのであるまいか。後考を待つところである。

墾田永年私財法によって私有地化した大原野の墾田

「班田收授法」が制定されたあと、墾田開発とそれに必要な水利開発が全国的に進められたが、やがて人口増加による食糧不足や班田の不足があり、「新たに灌漑施設(池、溝)を造り田地を開墾したものは、三世(本人または子から三世代)、旧施設を手入れして利用するものは、一身(一世)の間、私有を認める」とする「三世一身法」が養老七年(七二二)に定められた⁴⁶⁾。しかし、三世一身法の下で開墾された田地はその所有期限が過ぎると収公(公地として没収)されてしまったため、農民の開墾意欲が減退しかつ墾田の荒地化が進んできた。そこで、天平十五年(七四三)に「墾田永年私財法」が制定され、開墾した土地の私有化を許すことになった⁴⁷⁾。これによって、資本を持つ中央貴族や大寺院が、諸国の国司を通じて地方諸国に開発予定地を設定して開墾し私有地とする動きが出始めた。これが貴族や大寺院による田地の私領化(荘園化)へとつながっていくことになる。

平安時代初期の大原郷における土地所有の一端を窺い知る史料に、九世紀前半の申達日付をもつ「表1」に示すような土地売券七点⁴⁸⁾、⁴⁹⁾「大原郷長解」四点、「長岡郷長解」一点、「驛家長解」一点、「墾田賣券」一点⁵⁰⁾がある。このうち六点は律令制下で多用された、当事者の申請によって、所管官司(大原郷長・長岡郷長・驛家長)が上級官司(坂田郡司)の許可を得るために作成した「解」様式をとつ

表 1:平安時代初期の土地売券

申達年月日	解状・売券	土地物件に関する記事(一部)
弘仁十年(八一九)二月十六日	近江國大原郷長解 ⁽⁴⁸⁾	墾田伍段大原一條三里廿二今治田伍段 賣人大原郷戸主秦浄繼戸口同姓有伍倍
弘仁十四年(八二三)十二月九日	近江國長岡郷長解 ⁽⁴⁹⁾	大原二條三里廿五墓原百八歩 賣人長岡郷戸主輕繼人戸口秦富磨
天長九年(八三二)四月廿五日	近江國大原郷長解寫 ⁽⁵⁰⁾	□三條二里十五蓬田東畔本云、 □原郷戸主秦繼磨戸口建部繩公云
天長十年(八三三)二月卅日	近江國大原郷長解寫 ⁽⁵¹⁾	大原一條四里六
天長十年(八三三)三月四日	八木造大庭麻呂墾田賣券寫 ⁽⁵²⁾	□原一條六里十四陵浦田三段九十歩
承和二年(八三五)二月十日	近江國驛家長解寫 ⁽⁵³⁾	在大原二條六里廿七家依田二百六十歩 賣人驛家戸主秦仲磨戸口大初位下……
承和三年(八三六)三月廿四日	近江國大原郷長解案 ⁽⁵⁴⁾	大原一條三里廿今牟小田地三段 賣人坂田郡大原郷戸主秦□

てい。

これらの売券は、相互に共通する点があり、まず、いずれも買人が、浅井郡湯次郷戸主の臣吉野の戸口であること、次いで売買対象地が、いずれも大原(または、□原)一條一里と表現される条里区内にあることである。また、注意すべきは、これら売券の中には、土地売人に秦浄繼、秦富磨、秦繼磨、秦仲磨などといった名前がみえることであり、このことから、これらの売券は、平安朝の初期、大陸からの帰化氏族である秦氏一族が大原郷に在住していたことを示すものとして重要である。

いうまでもなく、このような売券の存在は大原郷の土地が私有化していたこと、および条里地割がおこなわれていたことの証であるが、限られた期間の限られた土地区画を対象としたこれらのわずかな数の売券から、大原郷全体の土地所有の状況を知ることはおおよそ不可能である。しかし、全国的な趨勢からみて、八世紀から九世紀に現れたとされる墾田地系荘園と呼ばれる初期荘園がこの地においても成立していたものと想定される。墾田地系荘園には、未墾地の墾田化を通して成立したものと、熟田化した墾田を買得・相博(土地などの財物を交換すること)・譲与・寄進などで既墾の墾田の集積を通して成立したものがあがるが、大原郷の場合、出雲井が開削された七世紀中頃から既に墾田の開発が始まっていたこと、また先の土地売券からも特定の土地所有者に既墾田が集積される様子がみとれることから、後者の形態をもった初期荘園であったとみてよいであろう。

佐々木氏による岡神社の復興と大原氏による出雲井の再開発

岡神社が勧請された白雉年間(六五〇〜六五四)以降、佐々木氏が近江を領するに及んで、佐々木秀義(一一二二〜一一八四)が寿永年間(一一八二〜一一八四)に同社を復興する平安時代末期に至るまで岡神社に関する記録はないが、その後において同社は、宝治元年(一二四七)大原の庄十八郷の地を領し、大原氏を称した佐々木信綱の子佐々木左衛門大夫重綱(一二〇七〜一二六七)が、社殿及び拝殿を造営し、以来十余代にわたって、佐々木(大原氏)の守護の神として崇敬され、氏子の区域は、岡神社の創祀の起源にちなみ、出雲井水系の地区にわたり、延宝三年(一六七五)の記録によれば、当社は間田、小田、春照、井之口、本庄、本庄中、高番、村居田、坂口、鳥脇、観音寺、野一色、上夫馬、下夫馬、市場、産所、市場中、池下の大原庄十八郷の総社であった(17)。

重綱は領内の支配体制を固め、また農業生産基盤を強化するため、出雲井の再開発に力を注いだことは当然のことといえよう。そしてまた、もとより岡神社と出雲井は分離不可分の関係にあり、重綱がそのような関係を踏まえて、出雲井の再開発とともに岡神社の再興にも取り組んだことは当然のことである。なお、「大原庄」の初見は、『大原観音寺文書(55)』の承安四年(一一七四)十月十二日官宣旨案にみえる「蓮華藏院領大原庄事」であり、大原氏が領する以前の大原庄は蓮華藏院領であったことが知られる。

「大原之郷由来出雲井根元記」にみる出雲井堰と三度水

重綱による出雲井の再開発を伝える記録に、近世の作ではあるが、「大原之郷由来出雲井根元記」(以後、「出雲井根元記」という)がある。これには、管見の限り、(イ)「大原郷四ヶ村共有文書(56)」(以下、「四ヶ村共有文書」という)に収載の文書(㉔)『山東町史』に収載の文書(7)、および(ロ)筆者が宮部義徳氏(故人)より提供を受けた文書(以下、「宮部家文書」と呼ぶ)が存在する。

なお、『四ヶ村共有文書』とは、近世に入つて出雲井掛りの十四ヶ村のうち彦根藩となつた十ヶ村(間田・小田・野一色・井之口・鳥脇・市場・市場中村・本庄中村・春照・高番の各村)に対して、遠国大名領や旗本領となつた残りの四ヶ村(上夫馬(現・朝日)・下夫馬(現・夫馬)・本庄(現・天満)・池之下(現・池下)の各村)が団結して、十ヶ村から受ける不利益等に対するため、出入の文書を累年保存してきたものである。不利益のなかで最も深刻なものは、四ヶ村が「下之郷」と呼ばれて、出雲井の末流に位置していたことから、水懸かりも悪く、不公平な用水配分のことではばば十ヶ村と対立することであった。

「出雲井根元記」のこれら三つの異本(イ)〜(ロ)の中で定本とするにふさわしい文書は『宮部家文書』(「資料1の1」)および「資料1の2」であると考えられ、筆者によるその書き下し文を以下に示す。

大原之郷由来出雲井根元記

抑、出雲井の由来普請の始と申は、佐々木十一代近江前司信綱の嫡男佐々木太郎左衛門尉判官重綱宇治川先陣の勲功に依り、北條義時卿の御許書を以て、當国坂田郡に於て、八千貫の所領賜り、之依、宝治二年大原の庄在居一家建立、此時肉縁近き馬淵五郎左衛門尉は江南馬淵の郷に①隠在居すと、時に重綱卿の頼依、重綱と心合、建前、要害勲法、家中地割等の縄取図は馬淵氏の勲知なり。時實、堀水、堀の要水取の勲知は出雲喜兵衛と申もの伊富貴村の②郷に目くら坂と申所有り、此所にて姉川よりの川筋を③見立て、大富尻より弐三町斗り下、釜ヶ淵と云所有り、是より少し上りてより井骨川筋の図を引見④給に、弥々此所より難所の普請成就すべきにおゐては、以後、是より上りて井骨を企、水取事末代に至迄之有可ずものなり。之依、大原の城内安堵、百姓共末代迄

安隠成へきと思、大望の堀川、井骨大井小井合長さ百間、横幅式間、高さ六尺、大石にて積上、水⑤除難には三間ツ、井骨にて三ツの銚子作り、此仕法を以、普請⑥初り早速成就致、此時鎌倉北條泰時卿より一の井井立切の御定御許容に預り有難、之依、無類寶の井水と成、此勲功により井の名を出雲井と名付、井元に在居仰付られ、井水奉行職を承り、数重代相勤られ候所なり。⑦即湯の番場と云所番所屋敷なり。然る処、大原殿滅後、所々預り支配と成、在々拾四ヶ郷と分れし、向寄に湯世話を頼勤事有り。渴水の砌六月晦日、七日、十四日に年に三度、上坂八右衛門の状通を以、水遣す由緒は大原判官左衛門尉持時卿の息女、上坂信濃守殿へ御縁談之有るに付、然處文明の頃大早魅渴水に付、堀水等に至迄渴水不用心致、人馬に至迄難儀の趣、御姫方より御使者を以、御頼に付、之依、御評定の上、出雲喜兵衛尉仰付られ、之依、一の銚子にて石三ツに積分け水落し遣す事、晦日の⑧鳥より朔日の⑨鳥迄、一日一夜の間遣し、要害相調、又七日、十四日の水を遣す。此水を以、民家領分養育給へば、上坂殿御喜悅の餘り御酒御肴到来、且又御自身御礼と為、御来臨有て此時以後、又格別渴水の節は、此例を以、上坂殿堀部殿御両家相遣すべき段、堅御約束等之有、即御墨附等遣し成れ候等、是格式の始なり。故に其例を以、上坂八右衛門方より格別渴水の砌大原惣郷へ状通到来候得ば、先例を以、水を遣す、弥々相続渴水に候得ば、段々状通を以、先規の通、兩三度に及候間、先規の通酒一荷肴兩種さば到来す。惣郷の進物なれば跡より其時の世話宿へ寄合披露致答なり。状通文言略す、名當は、大原政所殿參ル御宿所と有答なり。下の名□印□上坂八右衛門尉政信と有答なり、堀部判と有答なり。

右の書き下し文において、白抜き数字の後にある網掛け文字が、(イ)(ロ)では異なった表記がされている箇所、①「隠在居」は(イ)(ロ)ともに「在居」、②「郷」は(ロ)では「道」、③「見立」は(イ)では「見立所」、(ロ)では「見」とされ、④「給」は(ロ)では「結ぶ」と、⑤「除」は(イ)(ロ)ともに「際」、⑥「初」は(ロ)で「初ヨリ」、⑦「即」は(イ)(ロ)ともに「良」、⑧「鳥」は(ロ)においてともに「夜」と表記されている。これらの中でもっとも注意すべきは、「⑤除」を「際」とし、「⑦即」を、方位を十二支にあてて呼ぶときの、丑と寅の中間にあたる方角「良」とした点である。前者は古来、河川における治水用語として広く用いられてきた「水除」のことであり、ここでは水を防ぐために設けたもの(堤防の類)という水除本来の意味よりも、水を防ぐことそのものの行為と解すべきところのものである。後者については、「即」を「良」と訓んだ(あるいは、誤写したのである)が、これは文章の流れや前後関係からみて不自然であり、ここは単に「湯(井)の番場」というところが番所屋敷だったとするのが適当であろう。この「出雲井根元記」は、その前半で出雲井の由来について、後半部分ではいわゆる「三度水」について述べている。

(一)では出雲井の由来に関する部分(本文一行目から十五行目上)に限定して、その内容を検討することとし、後半部分については後に議論する「三度水」のところに譲ることとする。

出雲井の由来に関する記述部分について、主要な点を要約列記すれば、以下のようになる。

(一) 佐々木信綱の嫡男佐々木太郎左衛門尉判官重綱が、勲功によって大原の庄八千貫の所領を賜り、宝治二年(一二四八)大原の庄に在居することになった。

(二) 居館の建前や防禦の方法などは、重綱の肉親である馬淵五郎左衛門の勲知(他から賞されるような優れた知識)によったものである。

(三) 堀水やその取水のことについては、出雲喜兵衛という者の勲知によつたものである。

(四) 出雲喜兵衛は、伊富貴村の郷の目くら坂というところであつた。堀水を見立て「大富尻より二、三町ばかり下の釜ヶ淵」といふ所より少し上手に井堰(井骨)を造れば、これより上流で井堰を造つて水を取ることは末代に至るまでできないから、大原の城内も百姓も安心して生活ができる」と考え、大望の堀川とともに、井骨・大井・小井合わせて長さ百間、横幅二間、高さ六尺の堰を大石で積み上げ、水除のため(洪水に備えるため)に井骨で三間ずつ三つの銚子を作る方法で普請を完成させた。

(五) 北條泰時(年代的にみて、鎌倉幕府第五代執権・北條時頼(在職：一二四六～一二五六)の誤りと思われる)より、姉川筋の「一の井(最上流の井堰)とすること、「立切」(堰き止めること)の許しに預かり、これによつて無類の「宝の井水」となり、この功により井の名を出雲井と名付けて、重代にわたつて井水奉行職を承り、井元に在居することを仰せ付けられた。湯の番場というところが番所屋敷である。

以下では、新規な解釈も加えながら、これらの事項について、より詳しく検討することとする。

長きにわたり不遇であつた佐々木(大原)重綱 一第(一)項について一

佐々木信綱には四人の息子があり、三男泰綱が惣領家を継いで六角氏となり、四男氏信は京極家を立てて近江国を二分する勢力となつていくが、重綱は信綱の嫡男でありながら、妾腹であつたため不遇な扱いを受けてきた。

重綱が世に出るきっかけとなつたのが、承久三年(一二二二)に後鳥羽上皇と幕府が争つた承久の乱である。このとき、鎌倉に在り執権の北條義時の婿となつていた父・近江守佐々木信綱は幕府方に

与した。信綱は長男・重綱や北条泰時の長男・時氏とともに、北条泰時に従い攻め上がり、宇治川の合戦で、難攻の川・宇治川を渡り切り戦功をあげ、上皇方を破った。このときに先陣の勲功を挙げたのが重綱である。時に重綱、十四歳であった。宇治川の合戦での勲功によって大原庄の所領を得たのが宝治元年(一二四七)四十歳のときであり、これによっても重綱が如何に長い間、不遇な扱いを受けてきたかがわかる。

なお、中世の貫高制における貫高を江戸時代の石高に換算すると全国的に一貫文は二石であったとされ、これによれば大原庄八千貫は一六、〇〇〇石となる。

大原氏居館の防禦と灌漑 — 第(二)・(三)項について —

第(二)項および第(三)項において、大原氏の居館の建前や防禦、堀水のことを述べているが、これからも、堀水の確保が出雲井再開発の重要な目的の一つであったことを窺い知ることができる。大原氏のような中世在地領主にとって重要なことは、用水の開発とその支配であり、ここでは農業生産を増大させるための灌漑用水とともに居館の周囲を巡らす堀や溝を満たすための水の確保が重要であった。これらの堀や溝は、外敵に対する防禦施設とともに、上流から流れ込んできた排水を受け、その貯留機能(流量調節機能)によって下流域にある田地の農業用水として再利用(有効利用)するといった中間貯留施設あるいは末端貯留施設としても利用できるものである。大原氏の居館跡は現・米原市本市場(旧・中村)(「図1」参照)に「大原判官屋敷跡」として、土塁、堀状遺構をとどめて現存しており、居館の周囲に堀を巡らして、これを居館の防禦とともに灌漑用水池として機能させていたのであろう。

出雲井堰の築造技術 — 第(四)項について —

第(四)項においては、出雲井堰の築造について述べているが、この部分についてのこれまでの解釈や理解は不十分であり、以下では、内容をいくつか(イ)～(ハ)に分けて、水利技術の面から新規な解釈を試みることにしたい。

(イ) 渚の少し上手に井堰 — 取水の安定と防砂 —

井堰の築造において留意すべきことは、堰背面とくに取水口前面における砂礫の堆積問題(堆砂問題)と出水時(洪水時)における堰背面における水位(これを「堰上げ背水」という)の上昇問題である。後者が、いわゆる「水除問題」である。これらの問題に対応するための工夫や技術のことが第(四)項に述べられている。

まず、「釜ヶ渚」という所より少し上手に井堰(井骨)を造れば」として、自然に形成され「渚」の少し上流のところに井堰を設けることを推奨している。このことは、出雲喜兵衛が会得していた技術の一つであるが、現代の水利技術からみても実に理にかなったものである。

井堰を設ける位置を選定する場合、満たすべきもつとも重要な条件は、ミオ筋(濤筋)水の流れる筋の意で、「出雲井根元記」にみえる「川筋」の意が取り入れようとする川岸に近く、安定していることである。ミオ筋の安定している地点は、長年の洪水に対して河床の平衡状態が維持されており、安定した取水を期待することができるのである。このような観点から、取水位置は蛇行河川の湾曲部凹岸側の通常ミオ筋が最も岸に接近するところ(湾曲部の中央直下流の外側)がよい。このような位置は、防砂の観点からも優れ、土砂の流入がもつとも少なくなる。ここは一般的に「渚」をなし、流路が安定している場所のまさに「少し上手」に当たるところである。「図5」は、出雲井堰を設置する前の釜ヶ渚とその上流部分におけるミオ筋および砂礫堆前線(堆積領域の先端部分を連ねた線)を描き、そこに井堰お

安定した取水の維持と防砂の観点からみた取水口・井堰位置の選定

【作図】河地利彦■2023.01.05

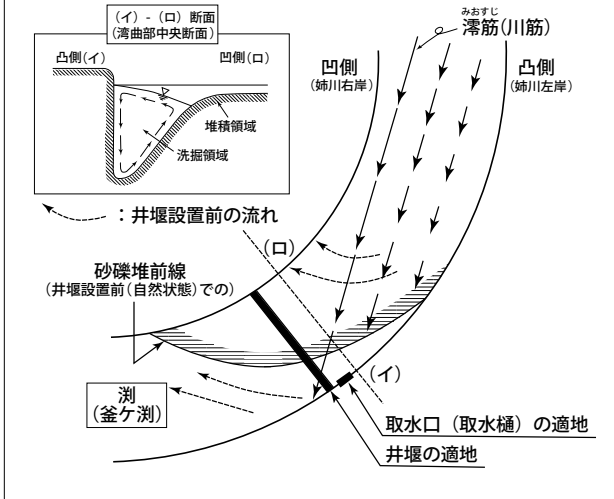


図 5: 取水・防砂の観点からみた最適な取水口および井堰の位置

よび取水口(取水樋)の最適な場所を示したものである。「釜ヶ測」と云所有り、是より少し上りてより井骨川筋の図を引見」という何気なくだりには、実はこの「図 5」が示すような科学的合理性のある深い意味が隠されていたのであり、出雲守兵衛が「引見した図」もまたこのような図であったと考えられるのである。

(口)「堀川」「大井」「小井」とは何か

第四)項の後半部分において問題となるのは、まず原文にある「大望の堀川井骨大井小井合長サ百間横幅式間高サ六尺大石三而積上」をどのように書き下すかである。これを「大望の堀川、井骨大井小井、合長サ百間、横幅式間、高サ六尺、大石三而積上」として、出雲井堰が「長さ百間、巾三間、高さ六尺の堰を大石で積上げて造られた」と解釈するのがこれまでであった(8)。すなわち「出雲井堰の長さ(堰幅)を百間」とするのである。しかし、出雲井に関する他の文書(9)には

右十ヶ村、田地高六千石余之用水出雲井与申八姉川一之井三而、伊吹村宮之森下三而幅四拾間余之所、堰留立上ヶ申候。

とあり、これより姉川の川幅が「四拾間余」であることが知られ、出雲井堰の長さ(堰幅)は高々五十間程度であつて、これを「百間」とするのはあまりに過大である。したがつてこの場合に

は、「大望之堀川、井骨大井小井合長サ百間」として井骨大井、小井の合わせた長さが百間とするのが正しい理解ではないかと思われるのである。

そこで「堀川」とは「大井」「小井」とは何かである。「堀川」については、「大望」という言葉が付されていることから、おそらくは待ちに待ったもつとも重要なもの、すなわち大原氏の居館に水を送るための人工の川(堀川)を指しているのではないかと思われる。

「大井」「小井」については、出雲井堰から姉川の左岸側の河岸段丘に沿って、段丘下位面の北東端に位置する小田村(図1)および(図2)において「小田分水」と表記した場所)まで引いてきた用水を二つの井掛りに分けるための分水堰(今日でいう「分水工」ではなかったかと推察される)。

出雲井の井路および井掛りについては後で詳しく述べるが、この最初の分水では古くは「上井」と「下井」に分けられ、それぞれの井路は「野田川」「落川」と呼ばれていた。下井掛りの灌漑面積は上井掛りの灌漑面積よりも大きいため、「大井」と「小井」との対応を考えた場合、「大井」が「下井」で、「小井」が「上井」であったと想定される。つまり、それぞれの井口に出雲井堰の井骨と同じ断面(横幅二間・高さ六尺)で石積みの堰を造ったのではないか。そして、これら三つの堰の長さ(堰幅)の合計が百間だったのではないかと考えられる。この場合、分水堰の全幅はいささか過大と思われる五十間程度となるが、「大井」「小井」のそれぞれに対する堰幅は、それぞれの井掛りの灌漑面積の比によって決められたと考えるのが自然であろう。

(八) 銚子とは何か ― 加藤清正は出雲井を見たか ―

最後に、「水除のため(洪水に備えるため)に、井骨で三間ずつ三つの銚子を作る」とあるところの「銚子」とは何かである。「これまで、このことについて何らの説明や解説もなされてこなかったが、ここです



図 6: 銚子・提子・徳利・猪口

「銚子」とは〔図 6〕の室町前期(十五世紀)の絵巻『福富草紙下巻(6)』にみえるような酒を入れて杯につぐ長い柄のついた酒器(イ)のことである。そのもととなり、今日なお神社の儀式で用いられている(ロ)「長柄銚子」は平安時代にはすでに存在していたとされ、出雲井が再開発された十三世紀中頃には、日常的にも用いられる身近な存在になっていたものと思われる。注ぎ口が両口なのが「銚子」であり、片口で提梁(持ち手)を付けたものが江戸時代の妖怪絵巻『百鬼夜行絵巻(6)』などにみえる同図の(ハ)「提子」である。これに対して「徳利」には酒屋が客に貸し与えた(ニ)「酒屋の徳利」があり、さらにこれから変化していった(ト)「現代の徳利」がある。

現代では、「徳利」のことを「銚子」と呼ぶことがあり紛らわしいが、こゝでの「銚子」はあくまでも「長柄銚子」のことであり、

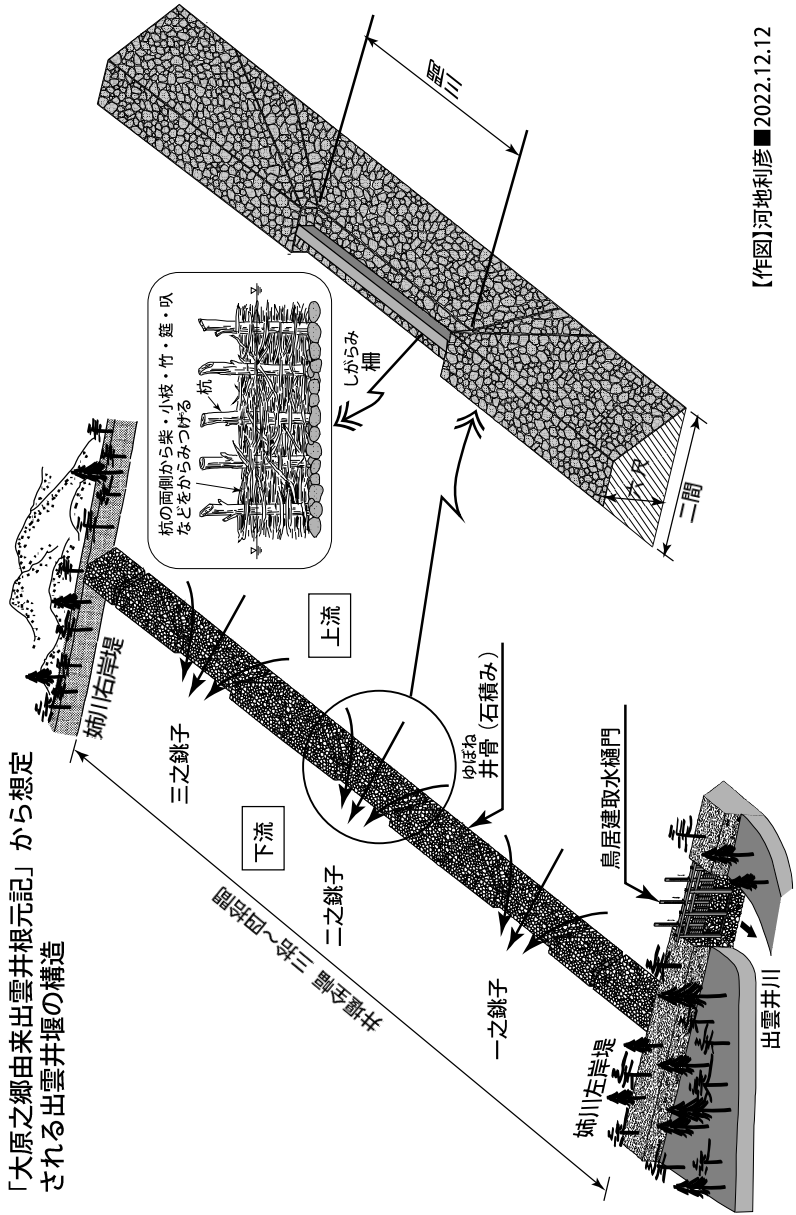
その注ぎ口の形状を真似て〔図7〕のように、三間幅で三箇所、井骨(井堰)の天端を切り欠くようにして、ここを洪水の吐き口にしたのである。そしてこれらを、左岸側から順に、「一之銚子」「二之銚子」「三之銚子」と呼んだのであろう。

銚子の口のような徐々にその断面が小さくなつていくところを通して洪水を流下させれば、そこでの流れはいわゆる「漸縮流」と呼ばれる流れとなり、断面が急に小さくなる場合の流れ、いわゆる「急縮流」に比べて流れはより円滑になる。

先に、井堰の築造において留意すべき点として、堰背面や取水口前面における堆砂問題と洪水時における堰上げ背水の問題を挙げたが、銚子の口はこれらの問題に対して効果を發揮するものである。すなわち、堆砂問題に対しては、洪水時に河川の流水によつて上流から河床付近を移動してきた比較的重量のある砂礫(これを「掃流砂」という)とともに、すでに堰背面付近に堆積している砂礫を、漸縮断面をもつ銚子の口によつて、洪水時に一気に効果的に堰下流に排除できるのである。堰上げ背水の問題においては、〔図8〕に示すように、銚子の口とすることによつて洪水時の堰背面の水位(高水位)上昇は、銚子としない場合に比べて小さくなる。換言すれば、高水位が銚子のあるとなしの場合でも同じであるとするならば、銚子のある方がより多くの洪水量を排除できるのである。

地形が銚子の形に似ていることから、地名を「銚子」や「銚子の口」などとする例は珍しくはない。たとえば、利根川の河口に銚子という地名がある。この場合、利根川は内部の川幅が非常に広いにも関わらず、河口付近が極端に狭く、特異な形状であり、その狭い河口から河水が外洋に流れ出ている状態が、酒器の銚子の口から酒がつかれる状態に似ているということから、銚子の地名が起つたのである。そのほか、小豆島で最大の溜池である「蛙子池」が築造されたのは「銚子溪」と呼ばれる谷の奥

「大原之郷由来出雲井根元記」から想定される出雲井堰の構造



【作図】河地利彦■2022.12.12

図 7:「大原之郷由来出雲井根元記」から想定される出雲井堰の構造

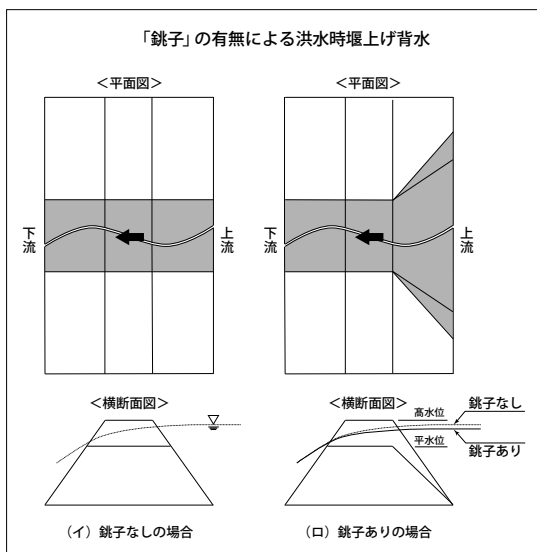


図 8:洪水時堰上げ背水に及ぼす銚子の効果

地であり(6)、尾張の「入鹿池」の築造で堰き止められた川の出口は「銚子の口」と呼ばれていた(6)。

秀吉に仕えて戦功をあげ、関ヶ原の戦いで肥後一国を与えられた加藤清正は、治水・利水・灌漑・干拓など、農業振興に力を尽くし、「土木の神様」とも呼ばれているが、なかでも白川筋においては、馬場楠堰と呼ばれる取水堰を造り、そこから井手(熊本地方では、用水路のことを「井手」という)に一定量の用水を取り入れるための取水口施設として、凝灰岩の岩山を穿ち、「銚子の口」(これはまた「猪口」(「図 6」)「子(猪口)」に似ていることから「猪口の口」とも呼ばれた)というものを造った。この施設の効用について、中野はその著『加藤清正伝(6)』において、「銚子の口」の効用を述べた次のような「雑録」を引用している。

〔安枝氏雑録〕白川の水上に、清正公の御仕置に、銚子の口とて、岩を銚子の口の様にくりぬきて、水其所より落候様にいたし有之候に付、大水の時、水其所にわんま(きよ)くしの口を、大きく穿ち、大水にも水よく落る様に相成候由、夫より白川筋、土砂つか(川浅く相成候由也、右は口ほそくして、大水の時とても、少しづつ落、水わんま(きよ)くして、あちこちへ流れ散れば、土砂、川筋落ずして、川うまり不申ために、右の通にいたし有之を、左様の事をしらずして、口太くいたし、川浅く相成候よし也。

〔文意〕銚子の口から井手に水を落とすのであるが、大水の時には、口が細いので流れが湾曲、回転して土砂をあちこちに流れ散らすため、川筋に土砂がたまることはない。しかし、近代になつて、この効用を知らない者が、これがあるから井手にうまく水が入らないと考え、これを壊し、口を太くしてしまつたので、川が土砂で埋まり浅くなつてしまつた。

この「銚子の口」は川筋における堆砂だけでなく、井手への土砂やゴミの流入を防ぐ効果も期待でき、この点で出雲井の「銚子」と同じ機能を發揮するものである。

清正は、このほかに多彩な工法を用い、実に多くの治水・灌漑事業を手がけたが、それらは慶長五年（一六〇〇）の関ヶ原の戦い以後、慶長十六年（一六一一）に清正が没するまでのわずか十一年間に成し遂げられたものである。矢野^⑥は「どこでこれらの工法を学んだものか、清正の独創によるものか、はつきりしないが、おそらく秀吉の側近にいて、諸国の情報が豊富だつたのであろう」とするが、「銚子の口」には、秀吉に仕えていた長浜時代に出雲井の「銚子」を目にし、これに手がかりを得て、このような水利施設を考案したのではないだろうか。

灌漑期に備えて堰背面の水位を高める場合は、〔図7〕に示すように、「銚子」部分に柵が設えられたと思われる。これはそれぞれの「銚子」部分に一定の間隔で杭を立て、杭の両側から柴、小枝、竹、筵、吠（藁筵）を二つに半折し、両端を縄で閉じた袋などを絡みつけるものである。これらの作業は「井立て」と称して毎年春先に共同作業として行われ、灌漑期間中に柵が出水で流亡や破損した場合にも、共同で修復や復旧が行われたものと思われる。

姉川筋の「一の井」立切を許された出雲井堰 一第(五)項について

完成した出雲井堰には、北條泰時の孫、鎌倉幕府第五代執権・北條時頼によって、これを姉川筋の最上流の井堰に位置づけ、そこで水を完全に堰き止めてもよいとするお墨付きが与えられた。「一の井」とは、これより上流に何人も井堰を設けることができないとする地理的排他特権であり、「立切」とは川幅一杯の井堰によって水を完全に堰き止め、それより下流に一滴の水も流さなくてもよいとする水利的排他特権である。このような二重の特権で護られた井水は、まさに無類の「宝の井水」である。

そして最後に、出雲喜兵衛の功績をたたえて、この井の名を「出雲井」と名付け、加えて同人に井水奉行職なる官職を与えて、代々にわたり井元に住まわせたとするが、この「出雲井根元記」全体を通して終始疑問に残ることは、何故、何の説明もなく「出雲」なる氏名をもった人物「出雲喜兵衛」が突然現れるのかである。

白雉年中に出雲国人によって、姉川から水を引くための井堰が造られたことは間違いないであろうが、岡神社の社伝には「姉川の水を引きて養水の便を計り、開墾地に灌漑をした」とあるだけで、そこには「出雲井」や「出雲井堰」といった言葉は一切現れてこない。このことから推察されることは、その当時は、造られた井堰には特別の名称は付けられておらず、何時の時代か後世になって、この堰を守る者に対して、その起源にちなみ「出雲」なる氏名が与えられ、それが宝治年中の出雲喜兵衛まで継承されてきたのではないか。

本稿ではこれまで、白雉年中の井を「原初出雲井」とし、正式に「出雲井」と呼ばれるようになった宝治年中の井を「再開発の井」としてきた。これは、「出雲」なるものが両時代に共通するものとして歴然として存在していたにも関わらず、出雲井の起源に異なる二説があるかの「とき」これまでの論調に対して異を唱えんがためである。「出雲井根元記」において断りなく「出雲喜兵衛」が現れ、また井名が「出雲

表2:「出雲井水系古図面」および延宝検地時(延宝七年(1679))における出雲井関係 15ヶ村の領主と石高

「出雲井水系古図面」にみる領主と石高				延宝検地時における領主と石高							
	村名	領主	石高	領主	石	斗	升	合			
1	間田村	佐和山領	660 余	彦根藩井伊氏	666	7	6	0			
2	小田村	佐和山領	407 余	彦根藩井伊氏	437	7	7	0			
3	井口村	佐和山領	420 余	彦根藩井伊氏	375	4	8	0			
4	野一色村	佐和山領	320 余	彦根藩井伊氏	324	2	4	0			
5	烏脇村	佐和山領	40 余	彦根藩井伊氏	48	5	8	0			
6	観音寺村	佐和山領	80 余	寺領	82	1	0	0			
7	春照村	佐和山領	—	彦根藩井伊氏	769	8	6	0			
8	高番村	佐和山領	800 余	彦根藩井伊氏 宮川藩堀田氏 旗本成瀬氏	836	5	1	0			
9	市場村	佐和山領	260 余	彦根藩井伊氏	284	4	3	0			
10	中村	佐和山領	80 余	彦根藩井伊氏	99	8	6	0			
11	産所村	村越伊予守知行所	48 余	旗本村越氏	41	5	4	9			
12	上夫馬村	市岡理右衛門代官所	400 余	山形藩水野氏	506	4	7	1			
13	下夫馬村	村越伊予守知行所	360 余	旗本村越氏	358	0	7	6			
14	本庄村	内藤新五郎知行所	650 余	旗本内藤氏 紀伊国水野氏	653	1	9	7			
15	池下村	市岡理右衛門代官所	660 余	旗本滝川氏	666	9	2	3			
			石高計	5,185 余	石高計			6,151	8	0	6

注1) 出雲井水系古図面においては春照村の石高は記載されていないが、これは同村は出雲井からの水掛りが少ないことから「半役」とされていたため、あえて具体的な石高を記さなかったものと思われる。この時の石高を延宝検地時の同村の石高の半分385石余とすると、出雲井掛りの15ヶ村全体の石高は5,570石余となる。

注2) 本庄村の石高には林村・油里村の石高を含む。

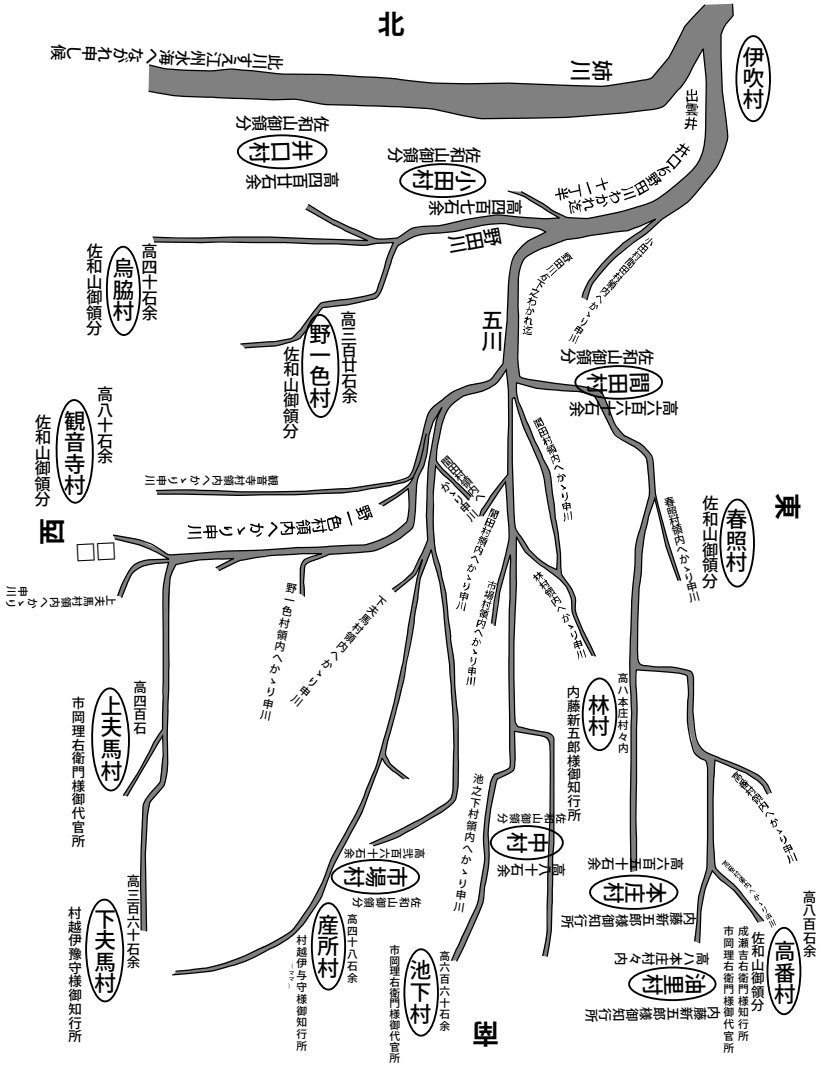
注3) 延宝検地時(1679)の領主・石高は「日本資料刊行会編:『改訂近江国坂田郡志 第二巻』1975 842~849頁」による。

井]になったのか、それは、大原氏にとつては、あくまでも開發であつて再開發ではないことを顯示しながらも、出雲氏が白雉年中から営々として井水を守つてきた事実を暗ににじませ、長年のその労苦に敬意を示したかったためであらう。

「出雲井水系古図面」にみる十五ヶ村と井路

『四ヶ村共有文書』に出雲井の井路系統を描いた「出雲井水系古図面」⁽⁶⁶⁾が収載されており、これを翻刻・複製したものが「図9」である。同図に記されている関係十五ヶ村の各村石高および領主をまとめたものが「表2」⁽⁶⁷⁾である。同表にはまた、延宝検地時(延宝七年(一六七九))の各村石高およびその当時の領主も合わせ示している。

出雲井水系古図面



本図は「山東町教育委員会編：『大原郷四ヶ村共有文書（解説）』（1985,5頁）」所載の「出雲井水系古図面」をもとに同図を翻刻複製したものである。【翻刻・作図】河地利彦■2022.11.20

図 9: 出雲井水系古図面

〔表2〕の(注1)にも示すように、「出雲井水系古図面」においては春照村の石高は記載されていないが、これは同村が出雲井からの水掛りが少ないことから「半役」とされていたため、あえて具体的な石高を記さなかつたものと思われる。この時の石高を延宝検地時の同村の石高の半分、三八五石余りとすると、出雲井掛りの十五ヶ村全体の石高は五、五七〇石余りとなる。なお、この古図面では、十五ヶ村のうち十ヶ村は佐和山領とあることから、この図は、慶長五年(一六〇〇)の関ヶ原の戦いの翌年に井伊直政が佐和山城に入城してから、同城が廃城となる慶長十一年(一六〇六)までの間に描かれたものと思われる。

〔図9〕と先出の明治末〜大正期の井路・灌漑域図である〔図1〕との比較から、この間約三〇〇年の間に、樹枝状に広がった井路系統には全体として大きな変化がなかったことがわかる。出雲井堰で取水された用水は、小田村で大きく上井(野田川筋)と下井(落川筋)に二分される。上井は、その後等高線に平行して流れ、明らかに人工的な河川と見なされる。烏脇川と野一色川に分かれるが、この上井筋には大原氏の庶子である、竹腰野一色、烏脇各氏の居館がある。下井はさらに朝日川、市場川、中村川、栢戸川、天満川の五川に分かれ、夫馬氏の居館のあった上夫馬村(明治十一年(一八七八)、朝日村に改称)に向かって西に流れる朝日川を除いて、すべてがほぼまっすぐに南流している。

(二)で注意すべきは、中村川である。これは大原郷の「中心の村」という意味で付けられたであろう大原氏の居館のある「中村(現米原市本市場)」に向かい、大原氏にとって極めて重要な居館防禦のための堀水を供給する幹線的な井路であり、大原氏が出雲井を再開発した際に最も注意が払われた普請箇所であったと思われる。この中村川が「出雲井根元記」にみる「堀川」とみて間違いないであろうが、これが出雲井の再開発によって全線新たに開削されたものか、あるいは旧・出雲井の時の井路が延長、整備

されたものかどうかは明らかにすることはできない。なお、「中村」は、江戸時代のある時期、「市場」に近い西半分の「市場中村」と「本庄」に近い東半分の「本庄中村」の二村に分かれていたものが、明治七年（一八七四）、両村が合併して、「本庄」の「本」と「市場」を合わせて「本市場」となったものである⁽⁶⁸⁾。

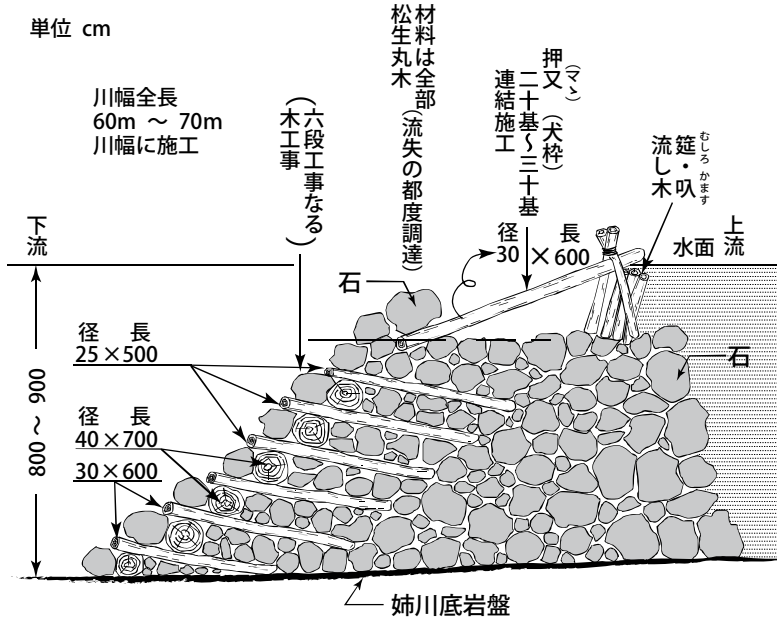
鎧止工法による改修

『四ヶ村共有文書』にはまた、「出雲井旧井堰断面図解」（図10）上図なる絵図面が収載されている⁽⁶⁹⁾。これは昭和二十五年のジェーン台風の豪雨で流亡した出雲井堰が大正七年（一九一八）に改修されることとなった当時の堰断面を描いたものである。井堰は、洪水に対してより強固な「鎧止工法」なる新規の工法を導入し、大正七年（一九一八）十二月二十五日に県の承認を得て施工されることとなったものである⁽⁷⁰⁾。

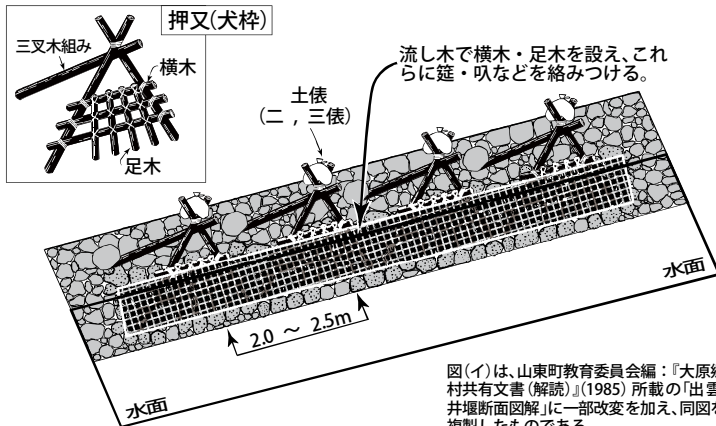
この断面図から読み取ることでできる工法面での特徴は、まず堰全体の滑動を防ぐために、河床の岩盤まで掘削して根入れ（河床面から岩盤までの深さ）を深くするとともに、特に裏法側（堰の下流側法面）を松丸太を組み込ませることによってその剛性（力に対する変形のしづらさの度合いのこと）を高め、自重の増大と堰体の一体化を図ったことである。次に、取水のための堰上げに、三つ又状の「押又（犬杵）」なるものを二〇〜三〇基井骨上に並べたことである。ここでは、個々の押又が独立して支持され、相互に緩い連結がなされているため、連座的に全体が大きく流亡や破損することが少なくなり、修繕や復旧が容易となる。また、押又に組まれる横木、足木には、山から伐り出し、川に浮かべて下流へ流してきた「流し木」が用いられた。こうすることによって、毎年の春先の井立ての度に、これらの資材を里からわざわざ持ち込む必要がなくなり、経費や労力の節減を図ることができたのである。

「押又（犬杵）」が具体的にどのようなものであったかは、「図10」の上図だけでは判断としないが、当時

(イ) 出雲井旧井堰断面図解
 (鑑止工法 大正七年施工 昭和二十五年一部流失)



(ロ) 押又 (犬杵) 施工鳥瞰図



図(イ)は、山東町教育委員会編：『大原郷四ヶ村共有文書(解読)』(1985)所載の「出雲井旧井堰断面図解」に一部改変を加え、同図を翻刻複製したものである。
 【翻刻・作図】河地利彦■2022.11.30

図 10: 鑑止工法

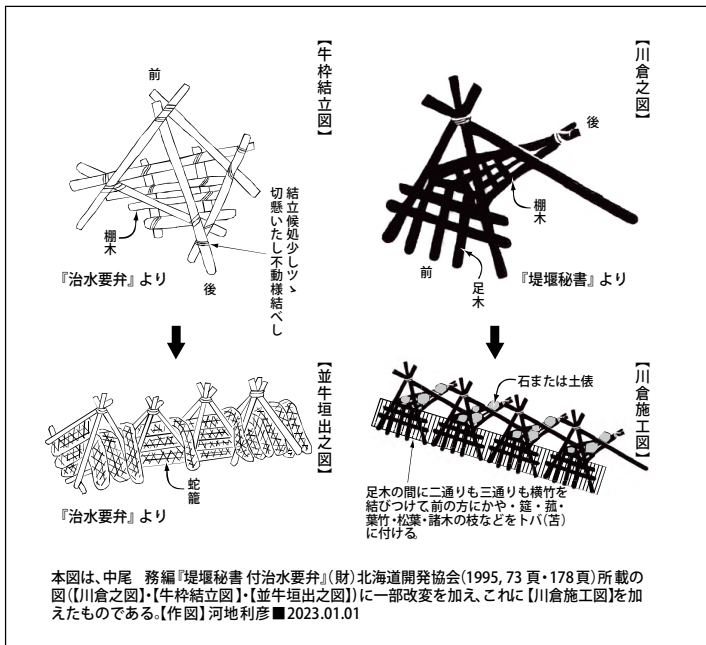


図 11: 川倉と牛柵

工事に携わった宮島保男氏からの次の聞き取り内容(7)から、
 【図 10】下図のような「押又(犬柵)」の施工鳥瞰図を描くことができた。

六段の松マツトをしいて、そしてそこへ犬柵いうてね、
 三〇センチ×六メートルの大きな松の木の大柵。上流に足を組んで、この長い松の木を置く。これを三〇基ほど連結してこしらえた。そして川上には、小さい松とか竹とかムシロ、カマスとかを置いて、それを縄で縫いこんで水をせき止めた。川底から五メートルぐらいあげて、一番上の平に大柵を組んで高さ約八〜九メートル。犬柵を固定するのは水の重力で押す力。犬柵の上に土俵を二つ、三つ積んで流れんように、土俵積んで支点にしてね。犬柵で止める場所を「鑑止め」いうて、鑑止め工事をすると、ここに水がたまる。

近世から近代にかけて用いられてきた河川の治水工法の中には、【図 10】に示すような「川倉」や「牛柵」はあるが、「犬柵」といった工法は存在しない。ここでいう「犬柵」は、構造的には「川倉」と「牛柵」の中間に位置づけられるもので、「牛柵」と



写真2:出雲井堰(大正5年撮影)

比べて規模が小さく、また木組みの形状が「犬」という文字に似ていることから、「犬杵」という名称が付けられたものと推察される。

犬杵には、先にも述べたように、横木、足木が組まれ、そこに柵状に筵や吠などが絡みつけられ、これが止水の役割を果たすものであるが、先の宮島氏の話からも分かるように、犬杵に筵や吠を張り付けた様子がさながら「鑑」に似ていることから、この井堰普請の工法を「鑑止工法」といつたのである。

なお、「写真2」は、これまでに各所で引用されてきた出雲井堰の写真であるが、管見の限り、その撮影年代を明記したものは、山田によるその著『古代の坂田 山東の姿』が唯一である。同著では「大正五年撮映」とあり、これによればこの写真は、出雲井堰が「鑑止工法」によって改修される二年前に撮影されたものとなる。この写真は姉川右岸から、中央に出雲井堰を配して撮られたもので、左奥には四門からなる取水樋門をみてとることができ、また堰背面の水位はほぼ最高水位にまで堰上げられた状態にあることがわかる。堰体の状態からみて、「鑑止工法」によって改修されたものでないことは明らか

かであり、この写真が大正五年（一九一六）撮影の真偽はともかく、大正七年（一九一八）の改修前に撮られた貴重な一枚であることに間違いはない。

出雲井の維持管理をめぐる内部的諸課題

出雲井は広大な灌漑域をもつ広域用水組織であり、その維持管理は容易ではない。ここでは、出雲井内部に限定して、『四ヶ村共有文書』にみえる出雲井の維持管理をめぐる主要な課題や問題を抽出・整理して、この広大な用水組織がどのように運営されてきたかについて検討したい。なお、『四ヶ村共有文書』からの引用文書（傍訓はすべて筆者による）については、その引用箇所を稿末の（注）に記すことなく、個々の引用箇所でも【四共文・（文書）通番（引用）頁】のように表記することとする。

（イ）大原庄と不可離な出雲井・岡神社・川戸山

出雲井と岡神社は互いに不可分な関係にあるとともに、大原庄にとつての共有物であった。これらに加えて大原庄の入会山である「川戸山」もまた、庄内の耕地の肥料とした草・田柴の刈場（草場）、さらには燃料などを供給する場として、大原庄とは不可離な関係にあった。

出雲井・岡神社・川戸山が大原庄と如何に密接な関係にあったかは、春照村、高番村の二村が延宝七年（一六七九）井懸りの少ないことを理由として、井懸り「半役」を願ひ出た際に

古来より大原の庄拾四ヶ村者山之出入、氏神之用、井水、此三色拾四ヶ村無高下打懸
ケ申例法三而御座候得共……此造用銀滞、出不申村有之大原山之口明申時分山立
入せ申間敷旨證文相極置候……【四共文・通番一一六番 七九〇頁】

として、「山、氏神、井水のことについては、十四ヶ村で高下なく入用を負担してきた」とするこれまでの

慣例を引き、雑用銀を出そうとしない村に対し雑用銀を納めるよう命じてほしい旨、庄内十四ヶ村の百姓が奉行所に訴え出た訴状の一文からも窺い知ることが出来る。

(口)三役孫助と親郷間田村

出雲井に關する支配は近世を通じ間田村の孫助家(三原氏)が代々執りおこなってきた。出雲井掛りの村名と石高を記した後に「觸頭 孫助(74)」と記し、また出雲井關係の文書の末尾には村々庄屋と並び、筆頭に「間田村 孫助」【四共文：通番二七八番 一二七～二二八頁】などと記してあるのがそれである。

三原氏はもともと「水原」と書いて「みはら」と呼んだ。先祖をたどると佐々木六角氏に發しているという。永正年間(一五〇〇年前後)、大原氏十一世の政重が亡くなつたあと、南近江の六角高頼の三男の高保を養子に迎えて第十二世を継がせている。高保は、従弟にあたる高誠に大原庄の政務を担当させ、間田に館を構えて「水原」を名乗り「みはら」と称した。何故このように名乗つたのか。「原」は「大原」に通じ、「水(みず)」と「原」を合わせて「水原(みずはら)」と訓むべきところ、これを「みはら」と訓ませ、「三原」としたことになるが、そこには大原氏のもつて、「水(出雲井)」を支配し、さらにはこれに「岡神社」「川戸山」を加えた「三所」を支配するといった意図をもつて「水」を「三」に変え、「三原」と称したのでないだろうか。

慶長三年(一五九八)四月十六日付で間田村の庄屋、年寄、村惣代が三原孫助に宛てた次のような「孫助家の由緒 末代服従の証文」において、間田村は「孫助家は、先代より由緒ある家柄で対面の時は格別政所や屋敷も月に二度掃除をし、たとえ支配替えがあつても服従します」としていることから、孫助家が間田村において如何に特別の存在であつたかを知ることが出来る。

御先代より御由諸(マ、緒刃)有之御家之儀へ、対面之時者格別あした并御屋敷月二度掃除御免被下候へ、御家之諸役、御支配替候二而も、村々より相勤可申候、依之何事も背不申候、爲末代如件【四共文：通番一八九番 二二七頁】

孫助家は代々孫助を継承し、間田村の庄屋や肝煎など村の要職を勤めたが、そのような要職になかった時も、寛政三年(一七九一)亥六月二十八日の日付のある、大原庄四ヶ村が彦根奉行に差し出した請書に

孫助儀三役と唱、川戸山口明等、出雲井井堰、大梵天王境内、孫助家筋三而差配致来

由……【四共文：通番一〇八番 六九〜七一頁】

とみえるように、自らを「三役」と唱えて、「川戸山・出雲井堰・大梵天王境内」の三所を孫助家筋が差配してきたのである。

喜多村の「孫助がおこなってきた業務は、中世の出雲喜兵衛のそれと殆ど同様である」とするが、果たしてそうであろうか。少なくとも、出雲井再開発時の出雲喜兵衛に限っては、その業務の内容は孫助のそれとは大きく異なつたものであつた。この時の出雲喜兵衛は豊富な知識と経験をもち、高い技術力を備えた「技術者」であり、代々の孫助は名実ともに「権家の人」であり、またそうであることを宿命づけられた、井組の処務とその支配を手中に納めた理事的・政客的存在であつたと考えられるのである。

庄内に対する孫助の絶対的な支配権を示すものは、正徳二年(一七一一)の観音寺村(井懸りなし)を除く十四ヶ村大原庄出雲井懸り村々の間で交わされた、渴水による植付時の用水不足に対する処置についての次の覚書である。

大原庄内出雲井懸り之田地、若渴水三兩半夏生時分何方茂漸仕舞申処、井之末何れ之村にも少所水届不申、植付不罷成候。処自然有之、其旨間田村孫助方へ訴可申、然時孫助方相觸次第打寄、惣別之井川江水用捨致、彼不植候。処根付成候様二急々可仕者也、然折柄、若不叶差合有之候者、年寄可罷出、其内、若遅きもの待合不及、先寄之者指圖次第違儀二及申間敷事。【四共文：通番三三〇番二〇四〜二〇五頁】

つまり、この覚書において、「大原庄内の田地において、もし半夏生（半夏が生える頃の意で今の七月二日頃）を過ぎてもなお植付の済んでいない所があれば、その旨を間田村孫助に訴え出ること。この場合、孫助から触れが出次第、村々の庄屋が寄り合い、各村の井川より植付をしていない所へ急ぎ用水の手当を行うこととする。この際各村庄屋はもし差し支えがある場合は、年寄をもつてこれに代え、遅いものがあつても待つことはせず、先着の者の指図次第に処置して、これに異議を申し立ててはならない」とするのであり、孫助が付託された支配権を背景に、急を要する事態に厳然たる姿勢で臨む様子を見て取ることができん。

ところで、「下之郷」と呼ばれて、出雲井の末流に位置していた四ヶ村（上夫馬村・下夫馬村・池下村・本庄村）は、孫助が三役と称して何かと差配していることに対して、疑義を感じていたようで、このことは寛政三年（一七九一）亥三月廿八日の奉行所宛の「御尋書」の中で

孫助儀庄屋引退候三付、差配不請并三役と唱差配いたし候儀無之事之旨、私共方願方江申遣候三付、先例違ひ井普請差支候間、右三役之詔など御紀明之儀相願……【四共文：通番三二六番二五四頁】

として、奉行所に対し、「孫助が庄屋を引退したので、差配を受けることもなく、また三役と称して差

配することも無いと思うが、これまでと違い井普請にも差し支えが生じるので、この機会に三役の訳などについて糾明してほし旨、願ひ出て頂くことからも窺ひ知ることができぬ。

これに対して、奉行所は

三役支配と申證據之書物無御座候と訴訟方々被申上候上證據無之段明白三候。
右三ヶ所之儀を三役と唱、孫助家附而支配仕来候と申慥成古き書物無之候上、孫助支配無之段相分り候様ニ奉存候。【四共文：通番二一七番 二五五頁】

として、孫助三役支配も孫助家附支配の仕来りについても確たる証拠はないと答えている。

孫助については、しばしば「親郷間田村孫助」とされることがあったが、四ヶ村は、如上の三役支配の一件とともに、これに対しても、奉行所に対し寛政三年（二七九）亥三月廿八日に次のような「御尋書」を出している。

既去去年右出雲井堰普請之儀二付、間田村此外三ヶ村方願立候出入済状文面ニ、親郷間田村孫助数代差配仕来候出雲井堰普請と相認有之候、親郷と申儀無之事ニ候ハ、右躰之儀済状ニ認間敷処、私共連印仕差上候上、親郷と申儀承知仕候儀ニ無之哉と御尋御座候。【四共文：通番三二三番 二六〇頁】

すなわち、間田村ほか三ヶ村からの出入済状に「親郷間田村孫助数代差配仕来候」とあるのは、奉行所は親郷のことを承知しているのではないかと尋ね、これに対する答として、

間田村を親郷と申立候儀、慥成證據書物三而も有之候哉と御尋被遊候時、何も證據書物無御座候と願方々被申上候、重而何故親郷と相心得候哉と御意被遊

候時、岡大梵天王境内間田村領中三有之候を以相心得候と被申上候、其時、夫而巳を相心得候欤と被仰候。且又親郷間田村孫助数代差配仕来候と申儀を私共承知仕居指上候。【四共文：通番三三三番 一六〇頁】

と述べ、親郷と申し立てることの証拠は何もなく、ただ岡大梵天王の境内が間田村領中にあるから間田村を親郷としているようで、それ以上の意味はなく、このような前々からの仕来りで親郷を承知しているだけとした。

(八) 洪水被害と井普請

出雲井の維持管理において、もつとも深刻な問題は、洪水時において井川筋に土砂が流入、堆積し、用水の取水が困難となることであつた。『四ヶ村共有文書』には、宝永、享保、元文、宝曆、明和年中の洪水被害のことが記されているが、この中で、被害の状況等が具体的に記されているのは、宝永、享保の洪水だけである。残りについては、被害の状況等は記されず、ただ奉行所に対して、復旧が「自普請」では困難なため「御普請」として取り立ててもらいたい旨、願ひ出ただけのものとなつている。

以下では、宝永、享保の洪水における被害の状況等についてみておきたい。

まず、宝永五年（一七〇八）七月二日に起つた洪水に対して、大原庄の関係全庄屋から同年八月に竹田喜左衛門宛てに出された「出雲井に付願書」では

先達而御訴訟申上候通、七月二日之洪水而伊吹山字扇之間より大崩三而、伊吹村領大分押流シ、大原十四ヶ村之用水、字出雲井長及貳百間、高平均壹丈余突埋、それより伊吹村之田地大分砂入三罷成候。……其以後水二滴も下り不申候、田地養水之儀不
及申上、十四ヶ村之内野一色、小田、鳥脇、市場、西中村、東中村右六ヶ村朝夕之呑

水嘗而無御座、五六町或八九町脇を牛馬を以汲運候得共、人手間無御座、百姓ハ
当日日々之呑水二飰、迷惑千萬三奉存候。…御檢使被為指遣、御見分之上奉願

候通、御普請被為仰付…【四共文通番一二四番 八六〇八七頁】

として、上流での山崩れによって、出雲井が長さ二〇〇間(約三六〇メートル)、高さ一丈(約三メートル)余りにわたって埋まってしまい、伊吹村の田地の大部分も砂混じりになってしまったとしている。このため、井堰からは一滴も取水できず、田地用水は言うに及ばず、野一色、小田、烏脇、市場、西中村(市場中村)、東中村(本庄中村)の六ヶ村では呑水もなく、五六町(約五〇〇〜六〇〇メートル)あるいは八九町(約九〇〇〜一、〇〇〇メートル)も離れたところから牛馬で水を運んでいる始末だとしている。そして、見分の上、「御普請」での復旧を願いたいとしている。

この復旧普請については、その後起こった享保十三年(一七二八)の洪水の際に出された「井普請願書」の冒頭で、次のように記されている。

…貳拾老年以前、子七月伊吹山字扇子之間と申所を、新崩出来仕、…井伊掃部頭様方御普請御取立被成下、人足貳万人餘相掛、高割を以人足指出、普請仕、如

元水通り申候…【四共文通番一二七番 一〇二頁】

すなわち、井伊掃部頭(井伊藩)によって「御普請」として取り立てられ、掛かった人足二万人余りは関係村々が石高割で差し出したとしている。

享保十三年(一七二八)には、六月七日、八月四日の二度にわたって洪水に見舞われ、いずれにおいても先の新崩の谷から夥しい土砂が流れたし、井川が埋もれてしまった。このため、享保十三年(一七二八)八月、「下之郷」の四ヶ村は地頭に対して次のような「井普請願書」を出している。

……六月七日大洪水三而件之新崩谷を駭敷大石土砂馳出シ、井川長百六拾間、川底より平均貳丈貳尺築埋、依之当年も亦彦根御願申上、六月廿四日より御普請初リ、七月晦日迄出入三十六日間、人足指出、都合人数高貳万四千人餘御遣被成、高割を以人足指出普請仕、八月朔日水通り申候処、亦候八月四日之大雨三而右之場所、長サ百六拾間餘高サ貳丈五尺築埋申候。三十六日打掛大分之人足を以普請仕、元之川底まで深サ三丈六尺堀付ケ候所、漸三日水通り、……此上百姓之力ニ而井川相續仕、水通シ申手立何分ノ茂及不申、……乍恐御評定所江被為仰上、御檢分之御上、井川筋御付替被為下置、田作仕付リ百姓相續仕候様ニ如何様共偏ニ御慈悲を奉願上候。【四共文：通番一三七番 一〇二〜一〇三頁】

すなわち、六月七日の洪水では、長さ一六〇間(約二八八メートル)、高さ二丈二尺(約六・六メートル)にわたつて井川が埋まり、これには彦根藩に御普請を願い出て、三十六日の間、延べ二万四千人の人足を出して、八月一日に通水することができた、八月四日の大雨では、同じ場所が長さ一六〇間(約二八八メートル)余り、高さ二丈五尺(約七・五メートル)にわたつて埋まり、これにも多くの人足を出し、復旧に三十六日を要したとした上で、大雨ごとにこのようなことでは、この先、井川を百姓の力で維持し水を通していく手立がないので、井川筋の付替を願いたいとしているのである。

井川筋の付替にあつては、伊吹村から新しい井(路)敷を借用する必要があつた。そこで、大原庄十四ヶ村は伊吹村との間で、享保十四年(一七二九)二月、次のような「覚書(替川の節取替書)」を交わしている。

……去申夏大洪水三而山崩、大石土砂押出し、右井路押埋、養水難引取、井組村々及亡

所可申躰三候故、此度右古井方拾五間引下ケ、井路堀立、井蓋を伏、井路堤之儀者其
跡先ニ准シ築立、水懸候積ヲ相極候……

一 洪水ニ而山崩有之節、右古井筋其時之趣ニ應可成程随分石砂取除可申事。

一 右古井之上石籠ヲ以砂留可仕候。籠損候ハ修復可仕事。

一 右井筋井路堤敷地之儀者、反別相改、壹反行米壹石六斗宛之積、毎年霜月廿日

ヲ限伊吹村迄附届ケ、急度相渡シ可申候、然上者、御年貢諸役共其村ニ而御勤可被

成候。万一、日限等相滞候ハ、井水御留可被成候、尤、右反別米高別紙證

文有之候事……

一 右井路堤ニ竹木等一切植立申間敷候。尤、竹木植立候ハ、其元方御伐拂可被成

候事……【四共文ニ通番九〇番 五三〜五五頁】

二二で、新しい井路(井川)は古い井路から十五間(約二十七メートル)下げて堀立て、蓋を被せ、井路の
堤は跡先に準じて築くとし、洪水で再び山崩れがあり古井筋に土砂が押し寄せてきた場合には、その
時の状況に応じて、石や砂を除去すること、古井の上には石籠を置き、これが損傷した時には修復す
ること、また、井筋と井路堤の敷地代については、一反につき、米一石六斗(四俵・二四〇キログラム)を
毎年霜月二十日を限りに伊吹村まで届けるものとし、もし日限遅滞あれば、井水を差し留めてもらっ
ても結構だとしている。加えて、新しい井路堤には竹木は一切植えないことなども取り決めている。

そして、地代年貢(井料米)については、改めて次のような「覚書」を交わしている。

長百拾四間出雲井

幅六間新井敷井井路堤共

此反別貳反貳畝貳拾四步

但壹反步三米壹石六斗宛

……此度對談之上附替申候二付、書面之舖地代米壹ヶ年三石六斗四升八合宛、年々指
出候筈相極候。……【四共文：通番九三番 五七頁】

すなわち、新井路の敷地は、井敷と井路堤合わせて、長さ一一四間(約二〇五メートル)、幅六間(約十一メートル)で、反別は二反二畝二四歩(約二、二五七平方メートル)とし、これに対して一反当たり米二石六斗(四俵・二四〇キログラム)、年々三石六斗四升八合(九・一二俵約五四七キログラム)の敷地代を払うことで合意したのである。

この享保十三年(一七二八)の洪水被害については、『伊吹町史通史編上』の『翌享保十四年(一七二九)、新井堰が完成した。それは古井堰より十五間引き下げて作られ、……』とし、土砂で被害を受けたのは「出雲井堰」であったと解釈している。これは明らかに間違いであり、土砂で埋まったのは井堰ではなく井路であり、このためこの井路を放棄して新たな井路を、これまでの井路から十五間引き下げて掘立てたのである。

なお、元文四年(一七三九)四月二日付、宝曆三年(一七五三)三月付、明和二年(一七六五)三月四日付の洪水にともなう井普請出願については、それぞれ【四共文：通番一一五番 七八〜七九頁】
【四共文：通番一二四番 七七〜七八頁】
【四共文：通番一一三番 七六〜七七頁】を参照されたい。

(二)川浚えをめぐる騒動 ― 野田川をめぐる水論 ―

稲作農業において、毎年最初におこなうべきもつとも重要な作業は、井川や溝(水路)の底に溜まった土砂やゴミを取り除く、いわゆる「川浚え」と呼ばれる作業である。これは水掛りの村々による総出の作

業としておこなわれるが、出雲井のような広範囲におよぶ用水では、全体をいくつかに分けて関係村々の間で作業を分担しておこなうのが普通である。

実際出雲井では、次のような分担によつて川浚えをおこなうのが古くからの慣例であつた。

……出雲井掘さらへ之事、川末村々方野田川之わかれ迄さらへ上り、野田川わかれ而十五ヶ村出合、それ方上、伊吹村灌之前迄村々三何町何間と先規方割付置掘さらへ仕候。灌方上、井口迄、拾五ヶ村立合掘さらへ仕候。……【四共文：通番二二一番 一九六〜一九七頁】

すなわち、井川の末流にある村々はそこから野田川之わかれ(野田川分水点)まで浚え上がつていき、野田川分水点で十五ヶ村が出合ひ、それより上、伊吹村の灌の前までは、各村に何町何間とあらかじめ割り付けておいた範囲をそれぞれが掘り浚え、灌から上、井口(出雲井堰)の取水口)までは十五ヶ村が立ち会つて掘り浚え、のである。

ここで、「野田川之わかれ」とは先述したように、出雲井堰から引いてきた用水を小田村のところ野田川(上井)と落川(下井)に二分する分水点を指し、出雲井にとつては用水配分上、もつとも重要な場所である。

この分水点での川底の高低は分水量に決定的な影響を及ぼすため、上井、下井にとつて、そこでの土砂の埋まり具合は大きな関心事であつた。特に、野田井懸りの四ヶ村(小田村・野一色村・井ノ口村・烏脇村)は、川底が落川よりも野田川の方が高いとしてその是正を訴える【四共文：通番二二一番 一九七頁】など、そこでの土砂の溜まり具合には常に神経をとがらせていた。

このような中で寛文十二年(一六七二)子四月に起こつたのが、「野田川之わかれ」での川浚えをめぐる騒動である。これは下流の村々による川浚えは、下流への用水の流下量を増大させる結果となるため、

上流の村々が、下流村々が浚うべき慣例となつていた所で作業を妨げ、浚えさせなかつたものである。言い換えれば、「野田川のわかれ」で川浚えをおこなうと、野田川への分水量が少なくなるため、そこでの川浚えを妨害したのである。すなわち、「野田川のわかれ」での川浚え騒動は、実は用水配分をめぐる「水論」だつたのである。

このことがあつた翌年、寛文十三年（一六七三）丑四月十五日にも妨害があり、この時は、怪我人があるほどの騒動となつた。このため、同年（一六七三）丑四月廿三日、「下の郷の四ヶ村（上夫馬村・下夫馬村・池下村・本庄村）」と高番村は、出雲井の川浚えの時、野田井懸りの四ヶ村（小田村・野一色村・井ノ口村・鳥脇村）の者が妨害したとして、次のような訴状（野田井之目安）を彦根奉行所宛てに差出したのである。

……此出雲井筋之内野田川と申枝川御座候。此井懸りハ、井伊掃部頭様御領分やない田村、野一色村、井之口村、鳥脇村此四ヶ村ニ御座候。惣而此出雲井川筋さらへ申儀往古より毎年四月卯之目ニ相極り、……然処三年四月、……如先例出雲井川筋さらへ申砌、右四ヶ村之者共新儀ヲ申かけ、野田川之わかれをささらへさせ申間敷由我俣申候。……当年又四月十五日卯之目ニ御座候故、此方川筋下もろさらへ上り申候処ニ、右四ヶ村之者共兼而たくらみ申候と相見へ、野田川之わかれ敷かけ三石ヲ築置、其上棒ちぎりきう持、一揆之ことく太鼓をたき大勢催シ罷出、此方る川筋さらへ參候者共三石を打かけ、剩散々打伏せ手負多御座候。則、うち申候棒五本此方江取置申候。右手負之内、あたまを打さかれ、半死半生之者三人御座候二付、佐和山之郡御奉行衆江御訴訟申上げ、ケ様之狼藉如何様之子細ニ而仕候哉、……御取相無御座、何共迷惑ニ奉存、乍恐言上仕

候。此頭取仕候者共四ヶ村之内野一色村之組頭忠右衛門、忠二郎、庄兵衛、五平次、仁左衛門と申もの三御座候。……四ヶ村之百姓并頭取之者どもも被召出被為仰付被下候へ、難有可奉存候、以上。【四共文：通番一三三番 九八く九九頁】

すなわち、出雲井の川筋では、古来、毎年四月の卯の日に川渡えをおこなっているが、昨年四月には、井伊藩の領分であり野田川の水懸りである四ヶ村（小田村・野一色村・井ノ口村・鳥脇村）が、出雲井筋の枝川である野田川の分水地点で、川渡えを妨害したこと、そして今年も四月十五日に川渡えがおこなわれ、当方（上夫馬村・下夫馬村・池下村・本庄村）が川筋の下から上に向かつて渡え上がり、野田川の分水点のところまで来たところ、四ヶ村の者どもが、大勢でまるで一揆のように棒をもち太鼓をたたいて現れ、我々に向つて藪蔭に隠し置いた石を投げ、このために、多くの怪我人がでただけでなく、頭を打ちさかれて三人の者が半死半生の状態になり、この狼藉如何なものかと、佐和山の郡御奉行衆に訴えたところ、取り合つてもらえなかつたので、彦根奉行においては、四ヶ村の百姓とともに、妨害を煽動した野一色村の組頭忠右衛門、忠二郎、庄兵衛、五平次、仁左衛門を召し出し裁いてもらいたい、とするのである。

このような騒動を起こした野田井懸りの四ヶ村は、落川井懸りの四ヶ村（上夫馬村・下夫馬村・池下村・本庄村）に対して、落川、野田川が埋つた時の連絡方について改めて確認し、互いの盟約として、騒動の翌年延宝二年（一六七四）寅四月十九日、次のような「札之事」をさし出している。

落川井、野田井埋り申時、近キ村江使御越候者、早々庄屋肝煎井口へ可参候。

若延引仕候者證文之ことく可被成候。爲其如此、御座候。以上。【四共

文：通番八九番 五二く五三頁】

すなわち、「野田川のわかれ」のところで落川、野田川の川底が埋まった時は、近村に使を出し、早急に庄屋・肝煎が井口（ここでは、落川井、野田川井の井口、すなわち「野田川のわかれ」の分水点）のところに来て検分するよう連絡すべきで、もし（連絡が遅れるようなことがあっても、この證文に従って処置すべきである、とするのである。このような盟約を交わすことによつて、落川、野田川の川底が埋つた場合には近村の庄屋・肝煎が立ち会つて検分し、騒動などに至ることなく、用水配分が公正におこなわれるよう、合議によつて川渡えの仕方などについて決めようとしたのであらう。

ところで、先に、「出雲井根元記」にみる「大井」「小井」は小田村に設けられた石積みの「分水堰」ではないかとしたが、もしそうであるとしたら、野田川、落川（の分水量は変化することなく常に所与の量が確保されていたはずで、川渡えの際に「野田川のわかれ」でこのような水論が起ることはない）である。

では、水論が起るようになったのは何故か。考えられるのはただ一つ。それは当初の石積みの「分水堰」を撤去して、自然河川の状態で分水をおこなうようにしたため、すなわち、野田川井口と落川井口での川底の高低差が分水量を規定するようになったためである。しからば、何故、石積みの堰を撤去したかである。それは堰の背後に経年的に土砂が堆積していくと、それにつれて堰上流の流速が小さくなり、ますます堆砂が促進されて堰上げ背水位が上昇して、遂には井路の堰を越水するような事態が起こつたためであらう。井元の出雲井堰では、いわゆる「銚子」や用水の取水口（取水樋門）を通じて相当量の土砂の排除が期待できるが、このような「分水堰」では、高い分水精度が期待できる一方で、排砂機能については、堰からの越流水が、上流から流れ込み沈降することなく堰位置にまで到達した土砂のみを堰下流に排除するだけである。このため堰の背後に沈砂・堆積した土砂は増大することはあつても決して減少することはなく、堰背後の川底が実質的に上昇しつづけ、最終的に川底は堰の天端にまで

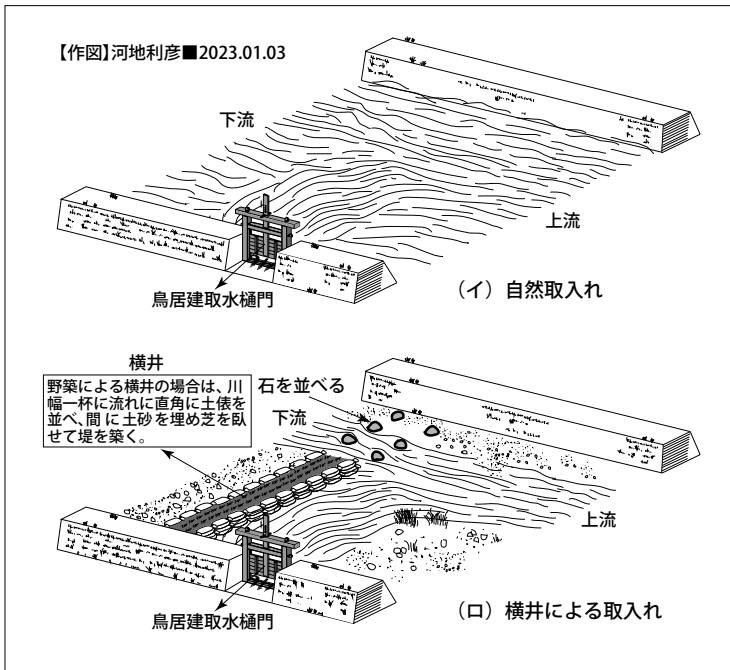


図 12: 用水の自然取り入れと横井による取り入れ

達することになる。

姉川扇状地の開発と横井の起源

姉川扇状地に展開する溜池掛り以外の郷里庄の灌漑用水源は、姉川本流の地表水（表流水）と伏流水、さらには扇端部付近で湧き出る湧水である。

このうち地表水については、田地が開発された当初では、流れを堰き止めることなく、流れに対して縦に（平行に）川の堤に沿って取水樋（鳥居建取水樋門）を設けるいわゆる「自然取り入れ」（図12「イ」）の方式であったと考えられる。

これに対して、流れに対して横に（直角に）一文字状に堰を設けるものが、一般的な取水堰、いわゆる「横堰」である。郷里井はまた、「横井」と呼ばれているが、その所以は、もともと「自然取り入れ」の「縦井」であったものを、後世になつて、より効率よく取水するために「横井」にしたことから、あえて「横井」と呼ぶようになったのである。このことは、滋賀縣内務部編「農業水利及土地調査(78)」にみる「横井」を説明する次の記述からも明らかである。

普通六姉川ヨリ自然三引水セルモ旱魃ノ際八姉川ヲ横断シ引水ス堤六両側ニ土俵ヲ並ヘ中ヲ土砂
ニテ埋メ堤形トス堤幅約二間ナリ此工事ハ流水箇所ノミナルモ古例ニヨリ石ヲ幅二間位ニ一筋宛
飛々ニ並ヘテ磧ヲ横断セル形ヲ造リ横断ノ古権ヲ失セサル様今ニ之レヲ行ヘリ此横断スルコトヲ
横井トイフ

この記述に従つて「横井」を描いたものが、〔図12〕〔C〕である。「横井」は旱魃の時に、本来は川幅一杯に
堤形に築くものであるが、通例では堰止めを流れるのある箇所までにとどめ、残りは対岸まで石を飛び
飛びに並べて、川幅一杯に堰を築く権利(古権)を失わないようにしていた。

横井の起源について、春近町矢野泉家に残る「井水法式記」は、次のように記している。

一、龍ヶ鼻の井水、横井と申して、築き始めは、大野木土佐守殿、浅井郡三田村佐右門殿合
戦して土佐守殿の勝功により、横井築く

一、明徳元庚午年横井開築なり

一、井水の法式並びに番水の始まりは、春近村矢野兵部、上坂村木村奥之進、堀部村越後
太夫、右三人その村の司たるによつて法式を相定め申すなり

すなわち、この「井水法式記」によれば、横井は、明徳元年(元中七年・一三九〇)、東上坂の土豪
である大野木土佐守が、対岸の三田(現・長浜市三田町)の土豪、三田村佐右門との争いに勝つて井堰
築造の権利を得たことに始まるという。

一方、『長浜むかし話(龍が鼻の横井)』(80)には、応永二十五年(一四一八)六月の大旱魃の際、浅井の
三田村殿と郷里の上坂殿が一戦を交え、三田村殿が倒されてしまったことから、

表 3:延宝検地時(延宝七年(1679))における
郷里井関係 15ヶ村の領主と石高

延宝検地時における領主と石高						
村名	領主	石	斗	升	合	
上之郷(六ヶ村)						
1	東上坂村	彦根藩井伊氏	1,736	6	4	0
2	西上坂村	彦根藩井伊氏	1,633	3	5	0
3	堀部村	彦根藩井伊氏	795	8	2	0
4	春近村	宮川藩堀田氏	444	0	4	5
5	保多村	山形藩水野氏 旗本斎藤氏	270	5	5	3
6	垣籠村	旗本成瀬氏	433	2	3	7
		石高計	5,313	6	4	5
末之郷(九ヶ村)						
1	今川村	彦根藩井伊氏	678	0	1	0
2	七條村	彦根藩井伊氏	1,067	1	0	0
3	南小足村	山形藩水野氏 宮川藩堀田氏 旗本瀧川氏	492	6	2	7
4	北小足村	彦根藩井伊氏 長浜妙法寺領	446	5	4	0
5	加納村	彦根藩井伊氏	802	7	9	0
6	榎木村	彦根藩井伊氏	1,246	0	8	4
7	石田村	彦根藩井伊氏	546	4	6	0
8	小屋村	彦根藩井伊氏	94	7	6	0
9	八條村	彦根藩井伊氏	646	9	3	0
		石高計	6,021	3	0	1

注)「日本資料刊行会発行:『改訂 近江國坂田郡志 第二巻』1975
842~849頁」による。

以後、用水の必要な節は、姉川を断ち切り、練り止めにして、水一滴も下へは遣わさぬことにしました。これを郷里の庄、龍が鼻横井の起源としています。

とあり、横井の起源が明徳元年(一三九〇)であったか、応永二十五年(一四一八)であったかは不明である。

その後も、郷里の上坂氏と浅井の三田村氏との間で用水をめぐる争いは絶えず、文明年間には、『晴富宿禰記(8)』文明十一年(一四七九)七月卅日の条に「去廿

三日、江州北郡有用水之相論合戦、六百余人打死、希代次第也云々」、また、『後法音院日記(82)』『雅久卿記』、『雅久宿禰記』文明十一年(一四七九)八月廿一日の条に「江州事上坂与三田村依水論合戦」とみえ、六百余人もが打死したなどとはにわかには信じがたいが、いずれにしても、この水論合戦は国の内外に広く伝わったようである。

なお、この郷里用水を利用する村々の石高については、「表 3 (8)」に示すように、江戸時代の延宝検地時には、東上坂・西上坂・堀部・春近・垣籠・保多の上之郷六ヶ村五、三三石余を中心に、加納・榎木・北小足・小屋・石田・七條・八條・今川・南小足の末之郷九ヶ村六、〇二二石余、合わせて一一、

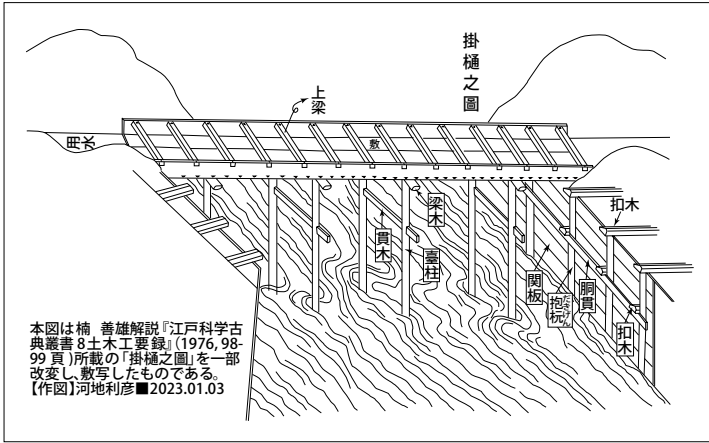
三三四石余に上った。

郷里井(横井)と伊夫岐神社 伊吹瀧

郷里井は姉川の流水のほか、取水口上流に位置する村居田村(現・米原市村居田)の悪水(後出の〔図15〕参照)や、姉川対岸の相撲庭村(現・長浜市相撲庭町)の古川清水(同図参照)なども水源としていた。また、出雲井堰近くにある「伊吹瀧(同図参照)も、郷里井の井組がその水利権をもち、渇水時には特に貴重な水源の一つであった。この瀧については、『近江輿地志略・校定頭註 卷之八十一』に「伊吹明神社の傍にあり。岩窟より湧出す早雨共に増さず減せず。神職晨朝に此瀧に至り身を清浄にして社に入る。諸国入峯の行者も此瀧に於いて一百日の間潔齊清浄にして山に登るなり。」⁽⁸⁴⁾とあり、さらに伊吹明神社(伊夫岐神社)については、「郷里の庄十五村の産土神也。祭神素盞鳴尊也」⁽⁸⁵⁾とあり、瀧の水とともに姉川扇状地の実質的な扇頂に位置して地下水涵養の始点となっているこの地に、鎮守神を祀りそれらを大切にしたのである。このことは、次にある『近江坂田郡志 下巻⁽⁸⁶⁾』にみる、上坂氏による伊夫岐神社の社殿の修造のことからも、窺い知ることができる。

天文年間(一五三二―一五五五)京極氏の臣上坂治部社殿を修造せし事古記に見ゆ、之れ上坂氏の所領古保利(郷里)の荘は旱損地なれば、水利上の恩に報ぜしなり、故に同荘十五箇村は當社の氏子と定められたしが、明治十一年五月之を離れたり、明治九年一月郷社に列せらる。

なお、瀧の水については具体的な史料は残されていないが、いずれにしても、この水は大原井川を横断して姉川まで導水する必要がある。このためには、〔図13〕に示すような「掛樋」と呼ばれる水利施設の設定が必要である。



本図は楠 善雄解説『江戸科学古
典叢書 8 土木工要録』(1976, 98-
99 頁)所載の「掛樋之圖」を一部
変更し、数写したものである。
【作図】河地利彦■2023.01.03

図 13: 掛樋之図

郷里井上流における伏流水集水のための底樋⁽⁸⁸⁾

郷里井の上流には多くの井堰や取水樋があるため、渇水時には井堰で取水することのできる河川地表水はほとんど涸渇し必要な用水を確保することが困難となる。このため、地表水を得るための井堰に加えて、伏流水を捕捉・集水するための「底樋」が川底に設けられた。東上坂村地先に位置する郷里井の少し上流の川底に埋設された「山根底樋」「一の堤底樋」は、郷里井(横井)を利用する中心的な六ヶ村(上之郷六ヶ村)が彦根藩の許可を得て享保十七年(一七三二)に築造したもので、「図 14」のような構造をもった箱樋状の樋を木杭や栗石などを用いて姉川を横断して設け、取水した用水は堤の下をくぐらせ、郷里井(横井)の井路口まで導いたものである。

郷里井における井水の配分⁽⁸⁹⁾ ― 小番水と大番水 ―

井水の配分や、井路の管理に関しては、中心六ヶ村(上之郷六ヶ村)の間で詳細な取り決めがなされていた。井水の郷里井五川(堀部川・春近川・大豆川(豆川)・中井川・岡川)への配分については、後出の(図 16)に示すような割合となっていた。

渇水時に行われた井水配分の番水法については、一時間交替で引水する方法(小番水)と、昼夜交替(大番水)の二種類があった。小番水は樽番とも呼ばれ、明暦十一年(一六五六)から始まった一時間交替の番水制度で、底に小孔を開けた一斗(約一八リットル)樽を井路の分岐点に置き、樽二杯分

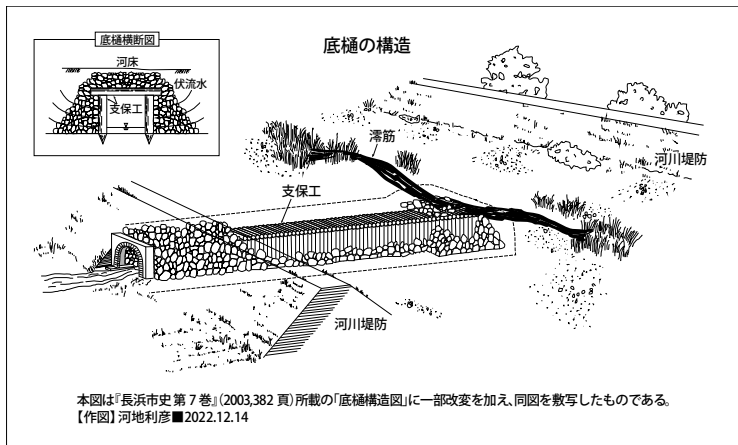


図 14:底樋の構造



写真 3:樽番の碑(郷里井の最初の分水点付近に建てられている
/平成 22年 3月 22日筆者撮影)

の水の漏出時間(一時間)によって交互に取水する方法である(「写真 3」参照)。

また、大番水は、次に述べる「三度水」の慣行によって行われる出雲井落しの際に用いられた井水の配分方法で、中井川と春近川、岡川と豆川を組として昼夜交替で取水がおこなわれた。なお、堀部川は、番水には加わらず常に割り当て分を確保できる慣習となっており、常時、堀部村と保多村・垣籠村との一日交替の利用となっていた。

三度水の由来

先に示した「出雲井根三元記」の後半部分、「三度水」に関する記述部分(本文十五行目上から二十七行下まで)について、主要な点を要約列記すれば、以下のようになる。

(一)大原氏滅亡後、その支配地は十四の郷に分かれ、出雲井堰の世話は最寄りの郷に頼むこととした。

(二) 渴水の際に、六月晦日、七日、十四日の三度、上坂八右衛門からの書面(状通)によつて出雲井から郷里井に水を融通しているが、これは、大原判官左衛門尉持時卿の息女が上坂信濃守へ嫁いでいたことがあつて、しかるに、文明の頃(一四六九〜一四八七)に大旱魃があり、堀水迄も涸渴し、人馬に至つても難渋したので、姫方(上坂方)から使者を通じて御頼があり、持時卿(大原方)評定の上、出雲喜兵衛に水を上坂に落し遣わすよう仰せつけられたことが始まりなのである。

(三) 出雲喜兵衛は、一之銚子で石三つを積み分けて水を落すこと晦日の酉から朔日の酉まで一日一夜、さらには、七日と十四日の三度に亘り上坂へ水を遣わしたのである。

(四) 上坂氏は大いに悦びお札に酒肴を持参させ、自身もお札にこられて、今後、格別の渴水の時はこの例によつて水を遣わすよう、お墨付きが与えられ(文書で約束され)、以後、これが格式となつたのである。

(五) 上坂八右衛門方より、格別の渴水の時、大原物郷(書面)状通が届けば、水を遣わし、ますます渴水がつづけば、二度、三度に及んで水を遣わすのである。

(六) 上坂氏が礼物として酒肴を持参することも以後の例となつて、酒一荷、肴二種(さは、まきは)が乞水のたびごとに大原物郷に到来した。これは進物なので、その時々の大原郷世話宿にて寄り合い、これを披露するのである。

三度水の由来に関して述べた第(二)項については、郷里井方の上坂八右衛門による『出雲井年代披露』(90)によつて

夫出雲井落トお濫觴ハ文明之頃江州伊吹山上平寺之城主佐々木京極高清之上坂治部大輔江北之侍大将二被仰付依之江北之支配任意也本家上坂伊賀守ハ往古より庄内井

水と支配より至極日頼(マ)、早損カ之地(ち)も八番水と云事して潤也共時早魃して不
熟(みず)り依之治部大輔此旨言上して蒙上意極渴水三及び番水三而不足之時二年之内
三度(に)も出雲井落し可潤旨同姓伊賀守承之採配(と)る也

〔語注〕 濫觴：物のはじまり

とあり、これによれば、

文明の頃伊吹山上平寺の城主・佐々木京極高澄に仕えた上坂治部大輔の
賀守は古くから郷里の庄の井水を支配してきて、至極早損の地であるため、番水を行つて灌
漑に努めてきたが、時に早魃のため稔らず、上坂治部大輔はこのことを言上して、京極氏の
許しを得、格別の渴水になつて番水だけではなお不足する時には、年の内三度は出雲井を落
して、郷里の庄を潤すこととなり、上坂伊賀守がこれを采配することになった。

と、三度水の由来に関して大原庄で伝えられているところと重要な部分での相違があるが、三度水の
ことが文明の頃に始まつたとする記載については等しく一致している。先の「姉川扇状地の開発と横井
の起源」のところで、郷里の上坂氏と浅井の三田村氏との間で用水をめぐる争いが起こり、多数の死者
が出たことを述べたが、この水論が文明十一年であつたことを考えると、この年に大早魃があり、三度
水の水利慣行が、出雲井と郷里井との間のものでその関係性は異なるが、この水論合戦を機に三度水
の慣行が生まれたのではないかと考えたい。

三度水慣行の直接的な成立要因については、それが大原庄と郷里庄の間の婚姻関係に基づく恩恵
的な水融通にあつたのか、あるいは郷里庄側からの政治的な圧力による泣き寝入りの的な水融通であつ
たのかといった対立する二説で捉えるのでなく、水利慣行が上流優先の不文律を前提として、当事者間

の相互扶助の精神に基づいて成立するものであることから、それは当事者同士が納得できる紳士協定でなければならず、この意味で、大原庄側からの限定的ではあるが恩恵的な水利権の一部割譲があつてこの慣行が成立したとするのが正しいのであろう。郷里庄側で伝えられている話が真実であるとす
るなら、これは端的にいえば、下流側が上流の堰を力で強引に切りに行くことであり、これは明らかに、
上坂側が書面(状通)を以て水融通を依頼し、これに応じるかたちで大原庄側の出雲喜兵衛が自ら
現場に立ち会つて「水落し」に必要な作業を協調的に行つたとする事実と相反するのである。しかし、近
世に入つてからは状況は一変し、後述するように、大原郷内での彦根藩領と他領との間の確執、対立が
顕在化し、この水利慣行が特に「水落し」の時期(時日)において、彦根藩の力を背景に済し崩し的に破
られていったことは事実である。

第(三)項に「一之銚子で石三つを積み分けて水を落とす」とあるが、これは(図7)にみる一之銚子
の越流部の石を高さにして三つ分だけ堰の上流側、下流側に積み分けて(移動させて)、越流部の高
さを、湧水で低下している堰上流側の水位より低くし、下流側に水を落としたのであろう。このように
すれば、一日一夜の放流を終えた後、すみやかに積み分けた石をもとの位置に積み戻し、越流部の高
さを効率よく原状に復旧させることができるのである。

第(五)項における書面(状通)とは、西上坂村、堀部村が出雲井落しを上坂八右衛門に願ひ出れば、
上坂氏が慣例により、大原政所に差し出す「井文」とも呼ばれる次のような書面である【四共文：通番
一 二八番 九三頁】。

就此方彌々湧水、如先規之、出雲井明後日廿四日落可給候。就中、兩種小樽壹荷
送進之候。恐々謹言

表 4: 三度水の記録

和暦	西暦	一番水	二番水	三番水	和暦	西暦	一番水	二番水	三番水
天正3	1575	6.07	6.18	6.29	正保4	1647	6.29	7.08	
天正8	1580	6.15			慶安5	1652	7.10	7.25	8.03
天正12	1584	5.10			承応3	1654	6.20	7.15	
天正17	1689	5.24			明暦元	1655	6.18	6.28	7.09
慶長12	1607	6.06	6.15	6.26	明暦2	1656	6.14	6.22	7.18
慶長16	1611	6.23			明暦3	1657	6.23	7.13	7.25
慶長17	1612	6.23			寛文3	1663	7.10	7.18	
慶長18	1613	6.25			寛文8	1668	7.05	7.12	7.25
元和3	1617	6.24			寛文10	1670	6.25	7.14	
元和7	1621	5.13			寛文13	1673	7.20		
元和8	1622	5.20			貞享元	1684	7.08		
元和9	1623	6.08	6.17	6.29	貞享2	1685	7.03		
寛永3	1626	5.25			貞享4	1687	7.23		
寛永8	1631	5.27			元禄6	1693	7.04		
寛永9	1632	6.05			元禄9	1696	7.06		
寛永11	1634	6.01			宝永6	1709	7.01		
寛永14	1637	6.23	7.03		享保9	1724	7.04	7.12	
寛永16	1639	7.18	7.25	8.03	享保10	1725	8.08		
寛永18	1641	6.14	6.21		享保16	1731	7.24		
寛永20	1643	6.11	6.17		宝暦9	1759	7.06		
正保3	1646	5.17	6.05	7.11	明和7	1770	閏6.22	7.15	7.25
					42回	195年	23回	8回	11回

注)「上坂八右衛門:『出雲井年代抜書』(『滋賀県史採集文書(県有撮写文書) 98 写真複製版』収載)」による(数値X.YYは三度水落しの月日:X月YY日)

上坂八右衛門尉

七月二十二日 正信(花押)

大原御政所殿御宿所

本状は、出雲井落しの期日とともに、お礼として、「兩種小樽老荷」すなわち第(六)項にあるような「肴二種(さば、まきは)と「酒一荷」を別途送り届ける旨を記したもので、出雲井落しを願ひ出る度に出された定型の書状である。なお、「さば」は「鯖」であろうが、「まきは」が具体的にどのような肴であるかは不明である。

三度水の記録 ― 時日破りと郷中二郷による用水配分の不均衡―

三度水の記録は、『出雲井年代抜書⁽⁹⁰⁾』によれば、「表4」にみるように、天正三年(一五七五)より明和七年(一七七〇)までの一九五五年間に、三

度水が下つた年は全部で四二回、そのうち一番水だけで終わったもの二三回、二番水までのもの八回、三番水まで至つたもの一一回であり、約半数が一番水だけで終わっている。これらを発生頻度の面からみると、「出雲井落し」は約四・六年に一回おこなわれ、このうち一番水だけで終わったものは約八・五年に一回、二番水までは約二四・四年に一回、三番水までは一七・七年に一回となる。同表から明らかなのは、「三度水落し」が「出雲井根元記」に記された六月晦日(三十日)から七月中旬までの期間から外れておこなわれた場合が多くみられることである。特に、一番水の時期が、六月晦日以前であったものが、四十二回中二十八回と、実に七割弱を占めていたことは注目される。これは、状況に応じたこの面での出雲井側の柔軟な対応があつたことも否定できないであろうが、近世に入つてからは、明らかに、そのほとんどが、大原郷が彦根藩領十ヶ村と他領四ヶ村に二分されて「郷中二郷」の状態となり、ここに彦根藩の経済的、政治的圧力が加わつた結果であるとしてよい。すなわち、これらは彦根藩領の東上坂村・西上坂村・堀部村が主導する郷里井の井組と、彦根藩領の出雲井十ヶ村が連携・結託して行つた慣行破りの結果としてよいのである。その度に泣寝入し、犠牲となつていたのが、出雲井下之郷四ヶ村である。

しかし、下之郷四ヶ村は、三度水の時日破りに対して、ただ手をこまねいていたわけではなく、特にあまりにも早い五月中の一番水に対しては、高番村とともに、公儀に対し願書や申状を差し出している。

記録に残るものに、元和八年と正保三年の時の五月中の三度水落しがある。前者のことは、上夫馬村(現・米原市朝日)に残されている、下之郷四ヶ村と高番村が、それぞれの領主の地頭に宛てた「作恐申上候」(この文書についても、宮部義徳氏(故人)よりその写しの提供を受けている)に記され、こ

の中で

一 五月廿日、井立申候得、上坂村西東之者共佐和山之御意と申、人数をそろへ弓鉄砲鑓長刀揃候て井口罷有、大原江水上不申候、付而田地皆々毛付不申候事。

一 去年者五月之内三水運候由、侘言申一付而一日一夜水出し申候、噯之者手形御座候事。

一 去年も秋山忠兵衛殿、内山十郎左衛門殿江御勘定場而御理申上ケ、当年も木俣右京殿へ一ツ書を以御訴訟申候得共、御承引無之候間、江戸御奉行様江被仰上可被下候。(筆者傍訓)

として、元和八年五月廿日(宮部⁹⁾はこの日付部分を「五月廿一日」と読むが、「表4」の資料などから「五月廿日」とするのが正しいには、井立したところに、東西の上坂村の者が弓、鉄砲などを持って出雲井口に集まって、大原に水を流さないようにし、また去年は、詔を入れたので、五月の内に一日一夜にわたつて上坂村に水を流すことにしたが、今年のことについては木俣右京殿に訴え出たものの、聞き入れてもらえないので、地頭五名に宛てて、江戸奉行にこのことを上申してほしい旨、願ひ出たのである。

正保三年(一六四六)五月十七日の一番水のことについては、『四ヶ村共有文書』の「乍恐言上」に記され、そこでは、下の郷他領四ヶ村と高番村の五ヶ村は、このことを佐和山(井伊家筋の奉行に訴えても、聞き入れてもらえないであろうとして、次のような内容を含んだ申状を(実際は、「表4」(網掛け部分)にみるように、これ以前に六度も、五月中の三度水は落とされてきているが、ここでは、そのようなためはないものとして、元和八年の場合とは異なり、直接、国奉行に差し出している)のである。

一 江州坂田郡大原郷拾五村へかゝり申出雲井を山西上坂村へ五月水昔々遣し申ためし

無御座候處、当年新法をたくミ、大勢ヲ催シ五月十七日三先規を押し破、大原下郷之田地不作三罷成、めいわく仕、急申上候事。

一……佐和山筋御奉行様参り、上坂村より先規を被破候間、如先世之被仰付被下候へと申上候得者、佐和山而者御聞有間敷候間、御國奉行様へ可申上旨被仰候事。……【四共文：通番一三五番 一〇〇頁】

これ以後には、「表4」にみるように、五月中の三度水は一度もなくなり、この訴訟の効果が現れたようであるが、六月中の晦日以前に一番水が行われたものが二十一回中五回、二番水が十一回中二回ある。このうち、明暦二年（一六五六）の六月十四日及び六月廿二日の時日破りの三度水については、下之郷他領四ヶ村は地頭に対し、「御公儀様へ申上候やう」と願い出ている【四共文：通番一三六番 一〇一〜一〇二頁】。これに対して、明和七年（一七七〇）の閏六月廿二日の三度水については、井水を彦根藩領（十ヶ村及び上坂村）のみへ流し、四ヶ村には懸げさせなかつたにも関わらず、「爲後日仍而記すものなり」と、その事実を記録に残すにとどめるとして、穩便に事を納めているのである【四共文：通番一七三番 一四二〜一四三頁】。

出雲井落しの手順

〔図15〕および〔図16〕は、「出雲井落し」の手順を示したもので、『長浜市史第7巻②』収載の「出雲井落し図」を上流部、下流部に二分して、それぞれを翻刻、複製し、必要な追記を行ったものである。

（イ）野築（横井）の築造

三度水の許可が下りると、姉川を横断して、野築と呼ばれる大土手が築かれた。これは野築という名のいわゆる横井（〔図16〕①）である。

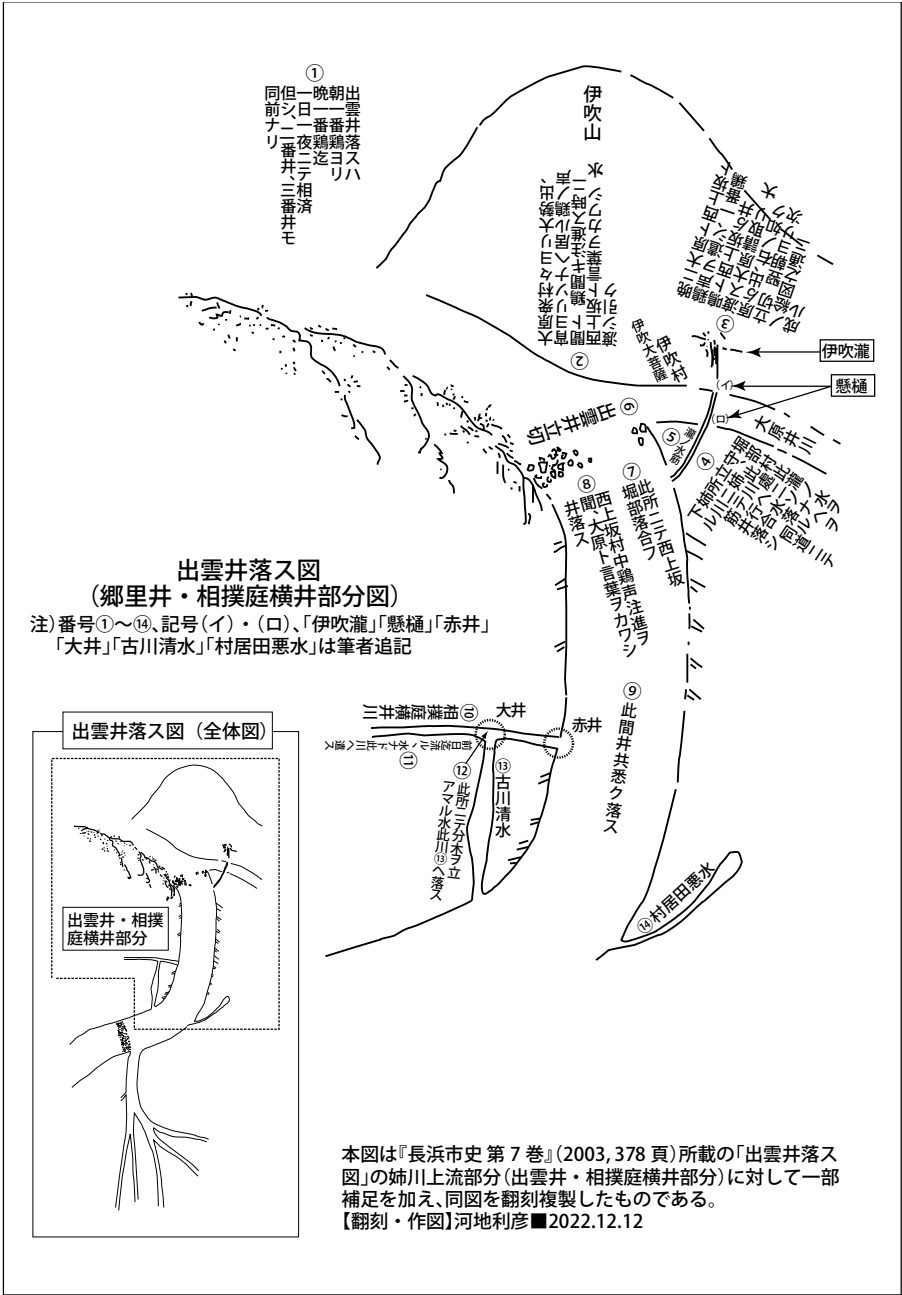


図 15: 出雲井落ス図(郷里井・相撲庭横井部分図)

出雲井落ス図 (郷里井部分図)

注) 番号①～⑤は筆者追記

本図は『長浜市史 第7巻』(2003, 378頁)所載の「出雲井落ス図」の姉川下流部分(郷里井部分)について翻刻複製したものである。
【翻刻・作図】河地利彦 ■2022.12.12

出雲井落ス図

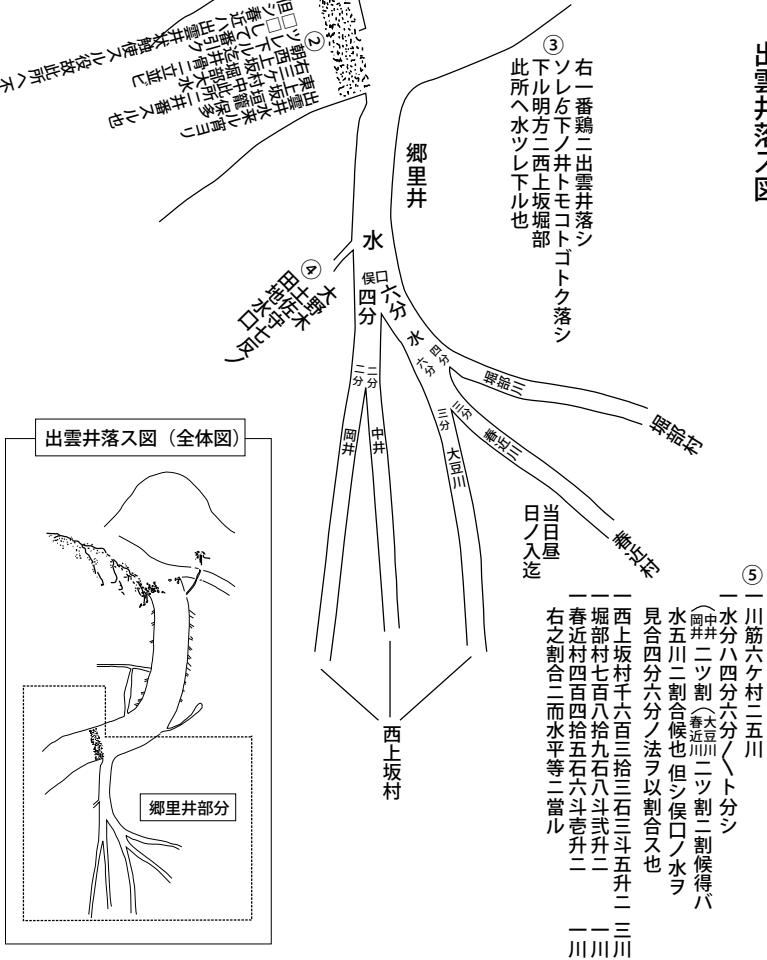


図 16: 出雲井落ス図(郷里井部分図)

上坂八右衛門の『井水之古實』によると、「野築規式之事 并 普請之事」として、野築を築く場所および普請の分担については

- 一 野築は東上坂村ノ堤の頭より姉川を堰き止め、相撲庭中村道を慕ひ、岸の有る所迄大土手を築、龍ヶ鼻山(横山とも井立山とも)の芝を取り右の土手に悉く臥るなり。
- 一 姉川の幅を四六に割り、六分は西上坂村、四分、堀部村なり。西上坂村六分の内又四六に割、六分西上坂村へ取、四分の内七分榎木村、三分加納村へ割るなり。堀部村四分の内又四六に割、六分堀部村、四分春近村、右の村の内に亭主役に出て普請するなり。則、西上坂村役人六割するなり。

となつていた。先に示した横井の図(二図12(ロ))は、流れの箇所だけを堰き止める通常の渴水時における横井を描いたものであるが、三度水の場合には、大渴水であるため、出雲井から落とされた用水をこごとく郷里井に取り込む必要があり、このため、第二項の普請分担が川幅全体に対して割り当てられているように、川幅全体を堰き止める横井が築かれたのである。

(ロ) 役割分担

「出雲井落晩役割之事」(9)として、次のような四役が設けられ、これらを郷里井上之郷六ヶ村が分掌した。

- | | |
|-----------|--------------|
| 一出雲井落し役 | 西上坂村 |
| 一 瀧ノ水取り役 | 堀部村 |
| 一 立切野築井之番 | 東上坂村・保多村・垣籠村 |
| 一 状使之役 | 春近村 |

そして、これらの役割分担において、次のようなことが留意点として挙げられていた。

一 出雲井の水を取りにいく宵には、西上坂村中の亭主役は伊吹村に行き、残る若者十五人以上の者は井川の掃除を行う。

一 西上坂村と堀部村は宵から態勢を整えて出雲井辺りに控える。鶏の声を聞いたら西上坂村から二人、大原から二人伊吹村へ遣いを出し、一番鶏の声を聞き、このことを双方が注進(筆者注:急いで報告すること)した時、出雲井を落して、大原の井水を一滴も残らず落し(図15)①②、それより下々の井をすべて切落しながら下る(図15)③④⑤⑥⑦⑧⑨。

一 堀部村も村中伊吹へ行き、「伊吹瀧」の水を連れてくる準備をし、西上坂村と姉川で落ち合い同道して帰る(図15)④⑦⑧⑨)。

一 西上坂村と堀部村が出雲井の水を連れ下る時、野築の井番である三ヶ村(東上坂村・保多村・垣籠村)は井骨に並んで、西上坂村と堀部村に言葉を掛け、今庄村道へ帰る(図16)②)。春近村は龍ヶ鼻まで水を迎えに上る。

(八) 出雲井堰の切落し ― 三間銚子三杯井堰の中央を切落す ―

三度水における出雲井堰の切落し方について、先の「出雲井根元記」では、「一之銚子で石三つを積み分けて水を落す」とし、滋賀縣内務部編「農業水利及土地調査(94)」においては「三間鎗ヲ三杯出雲井堰ノ中央ヲ切落シテ」とあり、また「長浜市史第7巻(95)」では「井堰中央を三間鎗三杯の幅(約十六メートル)に限つて、上流の大原庄の村々を潤す出雲井を落して」とある。

まず、後二者にみえる、「三間鎗ヲ三杯」あるいは「三間鎗三杯」は、「三間の長さをもつ鎗(槍)三杯」という意味不明な表現となっている。これに対して、「図7」に描いた出雲井堰は三間幅で三箇所、銚

子の口のかたちとその天端を切り欠くものであった。そこで、「銚子」という語句のくずし字において、「銚」が「鎗」に「子」が「ヲ」に誤読あるいは誤写されたとすれば、「鎗ヲ」は正しくは「銚子」となり、「三間鎗ヲ三杯」は「三間銚子三杯」となり、「三間の幅をもつ銚子三杯」という意のとれる表現となる。また、「三間鎗三杯」は「三間鎗ヲ三杯」において「鎗」が「槍」になり、そして「ヲ」が脱落したもので、「三間鎗ヲ三杯」という誤表現にさらに誤りを重ねたものとみることができる。

いづれにしても、この場合では、『農業水利及土地調査⁽⁹⁴⁾』において、「鎗ヲ」を「銚子」に改めて、「三間幅の銚子三杯をもつた出雲井堰の中央を切落して」とし、「図7」にみる三間の幅をもつた中央の「二之銚子」二箇所(約五・四メートル)だけが切落されたとするのが正しいのであつて、『長浜市史第7巻⁽⁹⁵⁾』がいう「井堰中央を三間鎗三杯の幅(約十六メートル)に限つて……」とするのは間違ひなのである。つまり、「出雲井根元記」とは切落す銚子が異なるだけで、切落す幅が三間(約五・四メートル)であることに違ひはないのである。

(二)相撲庭横井(赤井)と分木・濬木 — 赤井を素通りする三度水 —

赤井(関伽井)は、その所在地相撲庭村の福林寺が京極氏と因縁があり、後になつてさらに、浅井亮政の二男が出家してこの寺の住職となつたことから、この堰は絶対に切落さないことを誇りとしてきた。赤井がこのような特権を有していたため、三度水の際には特殊な対応をとらざるをえなかつた。

すなわち、郷里の庄が出雲井から三度水を得た際には、その流下水は赤井の中に一旦取り込んだ上、古川清水(乙前川)を通じて、取り込んだ水を姉川に吐き出し、郷里井(横井)に導くという方法をとりざるを得なかつたのである。このためにとられた方法が、次の「水分遺蹟又川ノ事⁽⁹⁶⁾」にみる「分木」と「濬木」を用いた方法である。

相撲庭村三ノ堤横井出雲井落^{すまひ}前^{まへ}晚宵^{ばんよう}右^{みぎ}三人相撲庭村^{すまひ}行^{いき}き役人同道^{どどう}三而右之横井口^{くち}
行^{いき}き横井川^{よこいづみ}之水古川^{ふるがわ}之上^{のうへ}之三之堤^{つゝみ}方^{はた}百三十間斗^{たう}下^{くだ}三て分木^{ぶんぎ}を立て水之深さを定め其^{その}溝^{みぞ}
木^ぎを二ツ割^{にふた}相撲庭^{すまひ}へ半分此方^{このあた}へ半分持^もて翌朝^{あしたあさ}出雲井^{いづみ}水来^{みづくる}ル時^{とき}件^{ひん}ノ^の溝^{みぞ}木^ぎを持^もち寄^より宵^よ之^の水深^{みづかひ}
さ^さぐど下水^{くだみづ}遣^やシ餘^{あま}る水^{みづ}ハ古川筋^{ふるがわ}へ落^おし番^{ばん}を付^つケ分^{ぶん}シ役人^{やくにん}ハ古川筋^{ふるがわ}を帰^{かへ}る出雲井^{いづみ}之水^{みづ}ハ一滴^{ひとしずく}
も不遣^{つひや}候^{まうらう}也

〔語注〕分木…分流出点(水深を測る地点)に立てる木

溝木…水深を測るための木の定規

すなわち、右三人(西上坂村の水奉行の内の一人、堀部村、春近村各一人の三人)が、出雲井を落す前の晩の宵より、相撲庭村の役人とともに、相撲庭横井(図15)⑩の口に行き、古川清水の上にある三の堤から百三十間ほど下に「分木」を立てて横井川の水深を測り、その「溝木」を二つに割つて、相撲庭村と此方でそれぞれ半分ずつ持ち帰り、翌朝、出雲井の水が来た時に、この「溝木」を持ち寄つて、赤井に流下してきた水のうち昨宵の水深分(「溝木」の長さ分)以下の水を横井川に流し(図15)⑪、それ以上の水は古川筋(図15)⑬に落して姉川に吐き出し(図15)⑫)、出雲井の水は一滴も横井川には取り込まないとするのである。

むすび

本稿では、姉川筋に開削された出雲井、郷里井について、それらにおける用水の開発と利用に関する歴史の変遷過程について整理、検討するとともに、これまで具体的に解釈や説明がなされてこなかった水利開発の手法や井堰等の水利施設の築造に関する技術について、現代の自然科学、特に水文学、地下水学、水理学などの土木工学的視点からこれらを評価することを試みた。

白雉元年(六五〇)における、流域変更による開発として特徴づけられる大原野の開拓と出雲井の開削には、出雲国大原郡から移住した灌漑技術の面でも高い技術力を備えた渡来系氏族である秦氏の一団が関わったのではないかと、の仮説を提示した。その真偽については、後考を待つところであるが、大原野の開発が秦氏によるものであることには高い蓋然性のあることを指摘した。中世の宝治二年(一二四八)における大原氏による出雲井の開発は、この白雉年間の開発とその後の長い年月にわたる施設の維持管理を基礎として、これに新たな技術を導入した、再開発であると位置づけ、これまでの「白雉年間説」と「宝治年間説」の二説対立的な解釈を否定した。そして、出雲喜兵衛による出雲井堰の普請は、井堰の設置位置、「銚子」による円滑な洪水処理と堆砂防止などの点で、優れて科学合理なものであることを明らかにした。

扇状地の開発として特徴づけられる郷里井の井堰は、明德元年(元中七年・一三二九)または応永二十五年(一四一八)に、河川横断的に井堰を築造する権利を得て横井と呼ばれるようになったが、当初は下流に一滴も水を流さない「立切」型の堰であったところ、後年になって、そのような権利(古権)は放棄することなく、実際には、河川中央付近の流れのある箇所(湊筋)までを堰き止める、導流壁のような機能をもった井堰を横井としたようである。しかし、文明の頃(一四六九〜一四八七)に始まった大渴水時における「出雲井落し」の際には、「野築」と呼ばれる堤状の堰が河川幅一杯に築かれるようになった。これは実質的には横井であるが、これを横井と呼ばず、「野築」と呼んだのは、部分堰き止めを常とする横井とは異なったためであろう。すなわち、郷里井堰は出雲井堰とは異なり、必要な時に構築される非常設型の井堰だったと考えられるのである。

三度水慣行の成立要因については、これまで、それが大原庄と郷里庄の間の婚姻関係に基づくもの

であつたとする説と、郷里庄側からの政治的な圧力によるものであつたとする対立する二説が唱えられてきたが、水利慣行が一方的、略奪的な圧力によるのではなく、相互扶助の精神に基づく紳士協定的な合意があつてはじめて成立するものであり、この意味で、前者の説とするのが正しいのである。近世の徳川時代になつて、出雲井および郷里井の彦根藩領の村々と、出雲井の末流にあつた他領四ヶ村との間に対立関係が生まれ、これに彦根藩による経済的、政治的圧力が加わつて、慣行破りが横行するようになったが、それは三度水の時日を早めることに限られ、慣行を根本的に覆すような事態には至らなかつたことは注目される。なお、「出雲井落し」は約四・六年に一回行われていたことから、郷里井一帯は四〜五年に一度の再現期間で早魃に見舞われていたことになり、このことから、伏流水や湧水に依存する郷里井用水がもつ利水安全度が如何に低いものであつたかを窺い知ることができる。

大原野を中心とする伊吹山麓一帯は、「水の大切さが体感できる伊吹山麓自然との共生の里」という主題を掲げた「山東・伊吹田園空間博物館」となつている。田園空間博物館とは、建物の中に展示する今までの博物館とは異なり、農村地域にある自然環境や水路、建物等のほか、地域の産業、歴史や伝統、文化、住民の生活そのものまでを含めた有形・無形の地域資源を展示物に見たて、地域全体を「屋根のない博物館」とするものである。山東・伊吹地域を対象とするこの博物館の中で、出雲井は一、四〇〇年近く前に開削され、農業用水・生活用水を供給してきた地域資源として、もつとも注目すべき展示物となつている(96)。

本稿が、湖北姉川筋における出雲井、郷里井、両用水の歴史を辿る上でいくばくかの役立ちとなれば幸いである。

(文責 河地利彦)

▼注

- (1) 木村至宏編『近江の川』東方出版一九九三・四〇頁
- (2) ジーン台風は、九月三日高知県室戸岬のすぐ東を通り、十時頃徳島県日和佐町付近に上陸した。その後、淡路島を通過し、十二時過ぎ神戸市垂水区付近に再上陸、速度を上げて北上し十三時半頃京都府舞鶴市付近から日本海に進んだ。降水量は、四国東部で期間降水量が二〇〇ミリメートル以上となつたほかは、全般的に少なかった。
- (3) 姉川沿岸土地改良区編『姉川水利の歴史』姉川沿岸土地改良区二〇一六・三二～四一頁
- (4) 北川 孝・井之口円形分水工―滋賀県姉川地区―『水土の知』第76巻第2号(社)農業農村工学会二〇〇八・一六三～一六四頁
- (5) 北川 孝・五川分水―滋賀県姉川沿岸地区―『水土の知』第77巻第9号(社)農業農村工学会二〇〇九・七五～七五二頁
- (6) 北川 孝・冬の分水工(七尾分水)―滋賀県米原市―『水土の知』第80巻第3号(社)農業農村工学会二〇一〇・二二～二一九頁
- (7) 喜多村俊夫『近江経済史論攷』大雅堂一九四六・二九三～四〇三頁
- (8) 佐野静代・平野部における中世居館と灌漑水利―在地領主と中世村落―『人文地理』第51巻第4号一九九九・二四～四六頁
- (9) 滋賀縣内務部編『農業水利及土地調査書』(第二輯付図犬上阪田二郡水利調査図) 滋賀縣内務部一九二二
- (10) 前掲(8) 三四・三八頁
- (11) 滋賀県自然誌編集委員会編『総合学術調査報告 滋賀県自然誌』滋賀県自然保護財団一九九一付図「滋賀県総合地形学図」
- (12) 長浜市史編さん委員会編『長浜市史第1巻』長浜市役所一九九六・三二頁
- (13) 前掲(12) 三五頁
- (14) 日本資料刊行会発行『改訂近江國坂田郡志第三巻上』一九七五・六七～六八頁
- (15) 前掲(12) 三八頁
- (16) 滋賀県坂田郡役所編『近江坂田郡志 下巻』賢美閣一九八〇・三四〇～三四一頁
- (17) 滋賀県神社誌編纂委員会編『滋賀県神社誌』滋賀県神社庁一九八七・四四〇～四四一頁
- (18) 坂本太郎・家永三郎・井上光貞・大野 晋校注『日本書紀(四)』岩波文庫一九九五・二五八頁
- (19) 前掲(18) 二九〇頁
- (20) 山東町史編さん委員会編『山東町史』山東町一九九一九七～九八頁
- (21) 沖森卓也・佐藤 信・矢嶋 泉編『播磨国風土記』山川出版二〇〇五・五・七頁
- (22) 前掲(20) 九七頁

- (23) 野津左馬の助編『島根県郷土史叢刊 大原郡誌』片岡英三臨川書店一九八六一〇頁・二一六〜二二〇頁
- (24) 前掲(23)二〇九〜二一〇頁
- (25) 京都文化博物館編『古代豪族と朝鮮』新人物往来社一九九一三七〜四四頁
- (26) 近藤瓶城編『政治要略 第五十四』近藤出版部一九〇七三八七頁
「秦氏本系帳云、造葛野大堰、於天下誰有比擬、是秦氏率催種類所造構之、昔秦照王、塞堰洪河通溝澮、開田萬頃、秦富數倍、所謂鄭伯之沃衣食原一者也、今大井堰様、則習彼所造、」
- (27) 坂本太郎・家長三郎・井上光貞・大野晋校注『日本書紀(二)』岩波文庫一九九七六四〜六五頁
- (28) 万多親王『新撰姓氏録』(第三帙 諸蕃・未定雜姓 大秦公宿禰の項) 刊行年不詳
- (29) 田中英道『日本にやつて来たユダヤ人の古代史』文芸社二〇二二七〜九頁
- (30) 日本資料刊行会発行『改訂 近江國坂田郡志 第一卷』一九七五五二三頁
- (31) 宇野健一改訂・校註『新註 近江輿地志略全』(卷之八十一 坂田郡第五池下村の項) 一九七六九七二頁
- (32) 柳田國男『柳田國男全集 25』(日本の伝説(機織り御前)) 筑摩書房一九九〇二二四〜二三五頁
- (33) 讚岐のため池誌編さん委員会編『讚岐のため池誌』香川県農政水産部土地改良課二〇〇〇一〇五五頁
- (34) 大関増業『機織彙編 卷之二』(木綿機の図) 和泉屋庄次郎一九二九二二二頁
- (35) 日本大辞典刊行会編『日本国語大辞典(縮刷版)』第七卷小学館一九九八三三六頁
- (36) 河地利彦・続・溜池史譚―池づくりの技術と民俗―『米原郷土史研究 まいれき 第七号』まいばら歴史学びの会二〇二二一八〜一九頁
- (37) 野上豊一郎・西尾実『風姿花伝』岩波書店二〇〇一六三頁
- (38) 前掲(37) 六六頁
- (39) 滋賀県教育委員会編『滋賀県古文書等緊急調査 二 大原観音寺文書』滋賀県教育委員会一九七五二二五頁
- (40) 前掲(39) 六二頁
- (41) 前掲(37) 六八頁
- (42) 前掲(17) 九九〜一〇〇頁
- (43) 米原市教育委員会『米原市文化財 歴史・文化の交差点 まいばら』米原市二〇一六
- (44) 久保有政『日本の中のユダヤ文化』学習研究社二〇〇三二三八頁
- (45) 滋賀県立琵琶湖文化館『滋賀県指定文化財―美術工芸品―』滋賀県立琵琶湖文化館一九八七 図版番号 83
- (46) 宇治谷 猛『続日本紀(上) 全現代語訳』講談社一九九二二四九頁
- (47) 宇治谷 猛『続日本紀(中) 全現代語訳』講談社一九九二二八一頁

- (48) 竹内理三編『平安遺文 古文書編第八卷』四四二一―二一〇二頁
 堂一九六八・三二一九八〜三二九九頁
- (49) 竹内理三編『平安遺文 古文書編第一卷』四八号 東京堂一九四七・三二一〜三三三頁
- (50) 前掲(49) 五三号三八〜三九九頁
- (51) 前掲(49) 五四号三九九頁
- (52) 前掲(49) 五五号三九〜四〇頁
- (53) 前掲(49) 五七号四二頁
- (54) 前掲(49) 六〇号五五頁
- (55) 滋賀県教育委員会編『大原観音寺文書』滋賀県教育委員会一九七五・一一五〜一一六頁
- (56) 山東町教育委員会編『大原郷四ヶ村共有文書(解説)』山東町教育委員会一九八五・一五五〜一五八頁
- (57) 前掲(20) 三九四〜三九五頁
- (58) 前掲(56) 二九頁
- (59) 前掲(56) 一〇七頁
- (60) 小松茂美編『春浦院本 福富草紙下巻』『続日本の絵巻27 能恵法師絵詞・福富草紙・百鬼夜行絵巻』所収 中央公論社一九九三・三二頁
- (61) 前掲(60) 八四頁
- (62) 桂 重喜『讃岐の池と水―溜池の発達を中心として―』香川県郷土読本刊行会一九六二・七七頁
- (63) 入鹿池史編纂委員会編『入鹿池史(入鹿用水誌)』入鹿用水土地改良区一九九四・二一九頁
- (64) 中野嘉太郎編『加藤清正伝』隆文館一九〇九・四二二頁
- (65) 矢野四年生『伝記加藤清正』のべる出版企画二〇〇〇・二五七頁
- (66) 前掲(56) 五頁
- (67) 日本資料刊行会発行『改訂 近江國坂田郡志 第二卷』一九七八・四二〜八四九頁
- (68) 前掲(14) 九三頁
- (69) 前掲(56) 六頁
- (70) 前掲(3) 六頁
- (71) 前掲(3) 九頁
- (72) 長尾 務編『堤堰秘書 付治水要弁』(財)北海道開発協会一九九五・七三頁・一七八頁
- (73) 山田善市『古代の坂田 山東の姿』山田善市一九九四・一二〇頁
- (74) 前掲(7) 三七三〜三七四頁
- (75) 前掲(3) 四〜五頁
- (76) 前掲(7) 三六七頁
- (77) 伊吹町史編さん委員会編『伊吹町史 通史編上』伊吹町一九九七・四四七頁
- (78) 滋賀県内務部編『農業水利及土地調査書』(第四輯坂田郡ノ部) 滋賀県内務部一九二二・五一四頁
- (79) 長浜市史編さん委員会編『長浜市史 第3巻 町人の時代』長浜市役所一九九九・四四七頁
- (80) 長浜むかし話編集委員会編『長浜むかし話』長浜市老人クラブ連合会一九七七・五三〜五五頁
- (81) 宮内庁書陵部編『凶書寮叢刊 晴富宿禰記』一九七一・九八頁

- (82) 壬生雅久：『後法音院日記』、『雅久卿記』・『雅久宿禰記』 宮内庁書陵部・蔵
- (83) 前掲(67) 八四二～八四九頁
- (84) 寒川辰清著・小島捨市校註：『近江輿地志略』校定頭註 卷之八十一』西濃印刷出版部一九一五九八一頁
- (85) 前掲(84) 九八〇～九八一頁
- (86) 前掲(16) 三三八頁
- (87) 楠 善雄解説：『江戸科学古典叢書 8 土木工要録(付録)』恒和出版一九七六 九八～九九頁
- (88) 長浜市史編さん委員会編：『長浜市史第7巻 地域文化財』長浜市役所二〇〇三三三八一～三三八二頁
- (89) 前掲(79) 四四八頁

- (90) 上坂八右衛門：『出雲井年代抜書』(『滋賀県史採集文書(県有撮写文書) 98 写真複製版』収載)
- (91) 宮部義徳：大原郷の開発と出雲井『米原郷土史研究 まいれき 第二号』まいばら歴史学び隊二〇一六七頁
- (92) 前掲(88) 三七八頁
- (93) 上坂八右衛門：『井水之古實』(『滋賀県史採集文書(県有撮写文書) 98 写真複製版』収載)
- (94) 前掲(78) 五一五頁
- (95) 前掲(88) 三七八頁
- (92) 森川 学：田園空間博物館 地域資源「出雲井」『農村振興』六六八号二〇〇五三〇～三二二頁

